条例	逐条解釈
青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 目次 第一章　総則（第一条―第五条） 第二章　介護予防訪問介護 第一節　基本方針（第六条） 第二節　人員に関する基準（第七条・第八条） 第三節　設備に関する基準（第九条） 第四節　運営に関する基準（第十条―第四十条） 第五節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第四十一条―第四十三条） 第六節　基準該当介護予防サービスに関する基準（第四十四条―第四十八条） 第三章　介護予防訪問入浴介護 第一節　基本方針（第四十九条） 第二節　人員に関する基準（第五十条・第五十一条） 第三節　設備に関する基準（第五十二条） 第四節　運営に関する基準（第五十三条―第五十八条） 第五節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第五十九条・第六十条） 第六節　基準該当介護予防サービスに関する基準（第六十一条―第六	青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の逐条解釈について **（「第１　条例及び予防条例の性格」から「第３　居宅サービス」までは、青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例と併せて別に掲載するのでそちらを参照すること。）** 第４　介護予防サービス 一　予防条例〔注：青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を指す〕について 予防条例第 2 章第 5 節、第 3 章第 5 節、第 4 章第 5 節、第 5 章第 5 節、第 6 章第 5 節、第 7 章第 5 節、第 8 章第 5 節、第 9 章第 5 節、第 10 章第 5 節、第 11 章第 5 節、第 12 章第 5 節、第 13 章第 5 節に規定する介護予防のための効果的な支援のための基準については、指定介護予防サービスの提供に当たっての基本的な指針となるべきものであり、当該基準に従った適正な運営を図ること。 なお、人員、設備及び運営に関する基準については、二に記載する事項を除き、その取扱いについては、基本的には、第 3 に記載した介護サービスに係る取扱いと同様であるので、第 3 の該当部分を参照すること。

十四条）
第四章　介護予防訪問看護
第一節　基本方針（第六十五条）
第二節　人員に関する基準（第六十六条・第六十七条）
第三節　設備に関する基準（第六十八条）
第四節　運営に関する基準（第六十九条―第七十六条）
第五節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第七十七条―第七十九条）
第五章　介護予防訪問リハビリテーション
第一節　基本方針（第八十条）
第二節　人員に関する基準（第八十一条）
第三節　設備に関する基準（第八十二条）
第四節　運営に関する基準（第八十三条―第八十六条）
第五節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第八十七条・第八十八条）
第六章　介護予防居宅療養管理指導
第一節　基本方針（第八十九条）
第二節　人員に関する基準（第九十条）
第三節　設備に関する基準（第九十一条）
第四節　運営に関する基準（第九十二条―第九十五条）
第五節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第九十六条・第九十七条）
第七章　介護予防通所介護
第一節　基本方針（第九十八条）

また、基準該当介護予防サービス（基準該当介護予防訪問介護、基準該当介護予防訪問入浴介護、基準該当介護予防通所介護、基準該当介護予防短期入所生活介護及び基準該当介護予防福祉用具貸与）については、青森市内に所在する事業者においては、サービスの確保が十分になされていることから、当分の間はこれを認めない。ただし、青森市外における離島・山間地・過疎等の地域に居住する青森市の居宅要介護等被保険者に対し、都道府県の指定を受けていない事業者がサービスを提供する場合にあって、その地域特有の実情により当該事業者の他にサービス事業者が十分になく、適切なサービス量の確保が困難であると市が認める場合には、この限りでない。

二　介護サービスとの相違点

1　介護予防訪問介護

介護予防サービス費の支給を受けるための援助(予防条例第 17 条)

予防条例第 17 条は、施行規則第 83 条の 9 各号のいずれにも該当しない利用者は、提供を受けようとしている指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費の支給を受けることができないことを踏まえ、指定介護予防訪問介護事業者は、施行規則第 83 条の 9 各号のいずれにも該当しない利用申込者又はその家族に対し、指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費の支給を受けるための要件の説明、介護予防支援事業者に関する情報提供その他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならないこととしたものである。

2　介護予防訪問入浴介護

人員に関する基準（予防条例第 50 条第 1 項、第 61 条第 1 項）

第二節　人員に関する基準（第九十九条・第百条） 第三節　設備に関する基準（第百一条） 第四節　運営に関する基準（第百二条―第百九条） 第五節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第百十条―第百十三条） 第六節　基準該当介護予防サービスに関する基準（第百十四条―第百十七条） 第八章　介護予防通所リハビリテーション 第一節　基本方針（第百十八条） 第二節　人員に関する基準（第百十九条） 第三節　設備に関する基準（第百二十条） 第四節　運営に関する基準（第百二十一条―第百二十五条） 第五節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第百二十六条―第百二十九条） 第九章　介護予防短期入所生活介護 第一節　基本方針（第百三十条） 第二節　人員に関する基準（第百三十一条・第百三十二条） 第三節　設備に関する基準（第百三十三条・第百三十四条） 第四節　運営に関する基準（第百三十五条―第百四十四条） 第五節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第百四十五条―第百五十二条） 第六節　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	訪問入浴介護（基準該当訪問入浴介護も含む。）では、介護職員を 2 人以上配置することとなっているが、介護予防訪問入浴介護（基準該当介護予防訪問入浴介護も含む。）では、介護職員を 1 人以上配置することとしていること。 3　介護予防通所介護 利用料の受領（予防条例第 102 条第 3 項） 通所介護では、利用料以外に「その他の費用の額」として「指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用」を利用者から受け取ることができるが、介護予防通所介護では、受け取ることができないので留意すること。（基準該当介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーションにおいても同趣旨。） 4　指定介護予防短期入所生活介護 身体的拘束等の禁止（予防条例第 138 条） 予防条例第 138 条については、内容としては、条例第 156 条（指定短期入所生活介護の取扱方針）第 4 項及び第 5 項と同様であるので、第 3 の八の 3 の(4)の③を参照すること。（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護及び基準該当介護予防短期入所生活介護においても同趣旨。） 5　指定介護予防短期入所療養介護 身体的拘束等の禁止（予防条例第 197 条） 予防条例第 197 条については、内容としては、条例第 195 条（指定短期入所療養介護の取扱方針）第 4 項及び第 5 項と同様であるの

第一款　この節の趣旨及び基本方針（第百五十三条・第百五十四条） 第二款　設備に関する基準（第百五十五条・第百五十六条） 第三款　運営に関する基準（第百五十七条―第百六十一条） 第四款　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第百六十二条―第百六十六条） 第七節　基準該当介護予防サービスに関する基準（第百六十七条―第百七十三条） 第十章　介護予防短期入所療養介護 第一節　基本方針（第百七十四条） 第二節　人員に関する基準（第百七十五条） 第三節　設備に関する基準（第百七十六条） 第四節　運営に関する基準（第百七十七条―第百八十三条） 第五節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第百八十四条―第百九十条） 第六節　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 第一款　この節の趣旨及び基本方針（第百九十一条・第百九十二条） 第二款　設備に関する基準（第百九十三条） 第三款　運営に関する基準（第百九十四条―第百九十八条） 第四款　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第百九十九条―第二百三条） 第十一章　介護予防特定施設入居者生活介護 第一節　基本方針（第二百四条）	で、第３の九の２の(2)の②を参照すること。（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護においても同趣旨。） 三　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第二節　人員に関する基準（第二百五条・第二百六条） 第三節　設備に関する基準（第二百七条） 第四節　運営に関する基準（第二百八条―第二百十九条） 第五節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第二百二十条―第二百二十六条） 第六節　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 第一款　この節の趣旨及び基本方針（第二百二十七条・第二百二十八条） 第二款　人員に関する基準（第二百二十九条・第二百三十条） 第三款　設備に関する基準（第二百三十一条） 第四款　運営に関する基準（第二百三十二条―第二百三十六条） 第五款　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第二百三十七条・第二百三十八条） 第十二章　介護予防福祉用具貸与 第一節　基本方針（第二百三十九条） 第二節　人員に関する基準（第二百四十条・第二百四十一条） 第三節　設備に関する基準（第二百四十二条） 第四節　運営に関する基準（第二百四十三条―第二百五十条） 第五節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第二百五十一条―第二百五十三条） 第六節　基準該当介護予防サービスに関する基準（第二百五十四条・第二百五十五条）	

第十三章　特定介護予防福祉用具販売 第一節　基本方針（第二百五十六条） 第二節　人員に関する基準（第二百五十七条・第二百五十八条） 第三節　設備に関する基準（第二百五十九条） 第四節　運営に関する基準（第二百六十条―第二百六十四条） 第五節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第二百六十五条―第二百六十七条） 第十四章　雑則（第二百六十七条） 附則 第一章　総則 （趣旨） 第一条　この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十四条第一項第二号、第百十五条の二第二項第一号並びに第百十五条の四第一項及び第二項の規定に基づく、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものとする。 （定義） 第二条　この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。 （指定介護予防サービスの事業者の指定の基準） 第三条　法第百十五条の二第二項第一号に定める条例で定める者は法人とする。ただし、病院、診療所又は薬局により行われる介護予防居宅療養管理指導（第八十九条に規定するものをいう。）又は病院若しくは診療所	

により行われる介護予防訪問看護（第六十五条に規定するものをいう。）、介護予防訪問リハビリテーション（第八十条に規定するものをいう。）、介護予防通所リハビリテーション（第百十八条に規定するものをいう。）若しくは介護予防短期入所療養介護（第百七十四条に規定するものをいう。）に係る指定の申請に当たっては、この限りでない。 （指定介護予防サービスの事業の一般原則） 第四条　指定介護予防サービスを行う者（以下「指定介護予防サービス事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。 ２　指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。 （暴力団員の排除） 第五条　指定介護予防サービス事業者及び従業者は、青森市暴力団排除条例（平成二十三年青森市条例第三十三号）第二条第二号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難される関係にある者であってはならない。 第二章　介護予防訪問介護 第一節　基本方針 第六条　指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護（以下「指定介護予防訪問介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、	１　介護予防訪問介護

排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。 第二節　人員に関する基準 （訪問介護員等の員数） 第七条　指定介護予防訪問介護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第八条の二第二項に規定する政令で定める者をいう。以下この節から第五節までにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法（当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、二・五以上とする。 ２　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者（青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年青森市条例　　号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第七条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第六条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護の利用者。以下この条に	

おいて同じ。）の数が四十又はその端数を増すごとに一以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。 ３　前項の利用者の数は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 ４　第二項のサービス提供責任者は介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であって、専ら指定介護予防訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に支障を及ぼすおそれがない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年青森市条例　　号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第八条第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第四十九条第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。 ５　指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第七条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者）	

第八条　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問介護事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定介護予防訪問介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。 第三節　設備に関する基準 （設備及び備品等） 第九条　指定介護予防訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けられているほか、指定介護予防訪問介護の提供に必要な設備及び備品等が備えられていなければならない。 ２　指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第九条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第四節　運営に関する基準 （内容及び手続の説明及び同意） 第十条　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十八条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、指定介護予防訪問介護の提供の開始につ	

いて利用申込者の同意を得なければならない。 2　指定介護予防訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、第四項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織（指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの イ　指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ　指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）	

二　磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 3　前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。 4　指定介護予防訪問介護事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 一　第二項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問介護事業者が使用するもの 二　ファイルへの記録の方式 5　前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 （提供拒否の禁止） 第十一条　指定介護予防訪問介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問介護の提供を拒んではならない。 （サービス提供困難時の対応） 第十二条　指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事	

業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。 （受給資格等の確認） 第十三条　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供を求められた場合は、利用申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。 ２　指定介護予防訪問介護事業者は、前項の被保険者証に、法第百十五条の三第二項の認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問介護を提供するように努めなければならない。 （要支援認定の申請に係る援助） 第十四条　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 ２　指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受け	

ている要支援認定の有効期間の終了する日の三十日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。 （心身の状況等の把握） 第十五条　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第三十条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、当該利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 （介護予防支援事業者等との連携） 第十六条　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 ２　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 （介護予防サービス費の支給を受けるための援助） 第十七条　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令	

第三十六号。以下「施行規則」という。）第八十三条の九各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を保険者である市町村（特別区を含む。以下「保険者市町村」という。）に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。 （介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供） 第十八条　指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第八十三条の九第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。 （介護予防サービス計画等の変更の援助） 第十九条　指定介護予防訪問介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。 （身分を証する書類の携行） 第二十条　指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。 （サービスの提供の記録） 第二十一条　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問介護の提供日及び内容、当該指定	

介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。 ２　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を当該利用者に対して提供しなければならない。 （利用料等の受領） 第二十二条　指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービス（法第五十三条第四項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）に該当する指定介護予防訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料（法第五十三条第一項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費用基準額（法第五十三条第二項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。）をいう。以下同じ。）から当該指定介護予防訪問介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 ２　指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用	

料の額と、指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 ３　指定介護予防訪問介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を当該利用者から受けることができる。 ４　指定介護予防訪問介護事業者は、前項の費用を伴うサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 （保険給付の請求のための証明書の交付） 第二十三条　指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。 （同居家族に対するサービス提供の禁止） 第二十四条　指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護の提供をさせてはならない。 （利用者に係る不正利得等に関する保険者市町村への通知） 第二十五条　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者市町村に通知しなければならない。 一　正当な理由なく指定介護予防訪問介護の利用に関する指示に従わな	

いことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。 二　偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 （緊急時等の対応） 第二十六条　訪問介護員等は、現に指定介護予防訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 （管理者及びサービス提供責任者の業務） 第二十七条　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の管理者に、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者（管理者を除く。以下この条において同じ。）及び業務の管理を、一元的に行わせるものとする。 ２　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の管理者に、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令に関する業務を担当させるものとする。 ３　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所のサービス提供責任者（第七条第二項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。）に、次に掲げる業務を行わせるものとする。 一　指定介護予防訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。 二　利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。	

三　サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に関すること。 四　訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。 五　訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。 六　訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。 七　訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。 八　その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。 （運営規程） 第二十八条　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。 一　事業の目的及び運営の方針 二　従業者の職種、員数及び職務の内容 三　営業日及び営業時間 四　指定介護予防訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額 五　通常の事業の実施地域 六　緊急時等における対応方法 七　その他事業の運営に関する重要事項 （介護等の総合的な提供） 第二十九条　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、	

掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏ることがあってはならない。 （勤務体制の確保等） 第三十条　指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問介護を提供できるよう、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務体制を定めておかなければならない。 ２　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。 ３　指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 （衛生管理等） 第三十一条　指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 ２　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。 （掲示） 第三十二条　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の見やすい場所に、第二十八条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 （秘密保持等） 第三十三条　指定介護予防訪問介護事業所の従業者は、正当な理由なく、	

その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。当該従業者でなくなった場合も同様とする。 ２　指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者又は従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 ３　指定介護予防訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、当該利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該利用者の家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。 （広告） 第三十四条　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。 （介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止） 第三十五条　指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 （苦情処理） 第三十六条　指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護の利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口を設置する等の必要な措置を講ずるとともに、当該措置の内容を利用者又はその家族に対して周知しなければならない。 ２　指定介護予防訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	

3　指定介護予防訪問介護事業者は、第一項の措置又は提供した指定介護予防訪問介護に関し、法第二十三条の規定による市又は保険者市町村（以下この項において「市等」という。）が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市等の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市等が行う調査に協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言を勘案して、必要な改善を行うよう努めなければならない。この場合において、市等から求めがあったときは、当該指導又は助言の内容を勘案して講じた措置について報告しなければならない。 4　指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第百七十六条第一項第三号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言を勘案して、必要な改善を行うよう努めなければならない。この場合において、国民健康保険団体連合会から求めがあったときは、当該指導又は助言の内容を勘案して講じた措置について報告しなければならない。 （地域との連携） 第三十七条　指定介護予防訪問介護事業者は、事業の運営に当たっては、市が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めなければならない。 （事故発生時の対応） 第三十八条　指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予	

防訪問介護の提供により事故が発生した場合は、保険者市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ２　指定介護予防訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 ３　指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 （会計の区分） 第三十九条　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。 （記録の整備） 第四十条　指定介護予防訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。 ２　指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一　第四十二条第一項第二号の介護予防訪問介護計画 二　第二十一条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 三　第二十五条に規定する保険者市町村への通知に係る記録 四　第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録 五　第三十八条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処	

置についての記録 3　前二項の規定によるもののほか、指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。 第五節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 （指定介護予防訪問介護の基本取扱方針） 第四十一条　指定介護予防訪問介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 2　指定介護予防訪問介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 3　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、利用者が要介護状態となることなく、できる限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。 4　指定介護予防訪問介護事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。 5　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。	(1)　指定介護予防訪問介護の基本取扱方針 予防条例第 41 条について、特に留意すべきところは、次のとおりである。 ①　介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防とは、単に高齢者の運動機能や栄養改善といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの心身機能の改善や環境調整等を通じて、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。 ②　介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めること。 ③　サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。

（指定介護予防訪問介護の具体的取扱方針） 第四十二条　訪問介護員等の行う指定介護予防訪問介護の方針は、第六条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 一　指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。 二　サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、指定介護予防訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問介護計画を作成すること。 三　介護予防訪問介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成されること。 四　サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。 五　サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画を作成した際には、当該介護予防訪問介護計画を利用者に交付すること。	④　提供された介護予防サービスについては、介護予防訪問介護計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図らなければならないものであること。 (2)　指定介護予防訪問介護の具体的取扱方針 ①　予防条例第 42 条第 1 号及び第 2 号は、サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画を作成しなければならないこととしたものである。介護予防訪問介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、介護予防訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、担当する訪問介護員等が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。なお、介護予防訪問介護計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。 ②　同条第 3 号は、介護予防訪問介護計画は、介護予防サービス計画（法第 8 条の 2 第 18 項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）に沿って作成されなければならないこととしたものである。 なお、介護予防訪問介護計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防訪問介護計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。 ③　同条第 4 号から第 7 号は、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明について定めたものである。即ち、

六　指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。

七　指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

八　指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

九　サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に一回は、当該介護予防訪問介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防訪問介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防訪問介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うこと。

十　サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告すること。

十一　サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問介護計画の変更を行うこと。

十二　前号に規定する介護予防訪問介護計画の変更については、第一号から第十号までの規定を準用すること。

2　指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の従業者が前項の方針に従い、適切に指定介護予防訪問介護を提供するよう、

介護予防訪問介護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。

また、介護予防訪問介護計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならず、当該介護予防訪問介護計画は、予防条例第 40 条第 2 項の規定に基づき、2 年間保存しなければならないこととしている。

④　同条第 8 号は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等、研鑽を行うべきものであることとしたものである。

⑤　同条第 9 号から第 11 号は、事業者に対して介護予防サービスの提供状況等について介護予防支援事業者に対する報告の義務づけを行うとともに、介護予防訪問介護計画に定める計画期間終了後の当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を義務づけるものである。介護予防支援事業者に対する実施状況等の報告については、サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該計画策定時から利用者の状態等が大きく異なることとなっていないか等を確認するた

当該従業者に対し、必要な周知及び研修を行うものとする。	めに行うものであり、毎月行うこととしている。 また、併せて、事業者は介護予防訪問介護計画に定める計画期間が終了するまでに 1 回はモニタリングを行い、利用者の介護予防訪問介護計画に定める目標の達成状況の把握等を行うこととしており、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業者等とも相談の上、必要に応じて当該介護予防訪問介護計画の変更を行うこととしたものである。
（指定介護予防訪問介護の提供に当たっての留意点） 第四十三条　指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。 一　指定介護予防訪問介護事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準第三十条第七号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、指定介護予防訪問介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。 二　指定介護予防訪問介護事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、当該利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。	
第六節　基準該当介護予防サービスに関する基準	

（訪問介護員等の員数） 第四十四条　基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防訪問介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防訪問介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（基準該当介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第八条の二第二項に規定する政令で定める者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、三人以上とする。 ２　基準該当介護予防訪問介護事業者は、基準該当介護予防訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等のうち一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。 ３　基準該当介護予防訪問介護の事業と基準該当訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第四十四条第一項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項及び同条第二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者） 第四十五条　基準該当介護予防訪問介護事業者は、基準該当介護予防訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問介護事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該基準該当介護予防訪問介護事業所の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。	

（設備及び備品等） 第四十六条　基準該当介護予防訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画が設けられているほか、基準該当介護予防訪問介護の提供に必要な設備及び備品等が備えられていなければならない。 ２　基準該当介護予防訪問介護の事業と基準該当訪問介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第四十六条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （同居家族に対するサービス提供の制限） 第四十七条　基準該当介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護が次のいずれにも該当する場合には、この限りでない。 一　当該介護予防訪問介護の利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定介護予防訪問介護のみによっては必要な介護予防訪問介護の見込量を確保することが困難であると市長が認めるものに住所を有する場合 二　当該介護予防訪問介護が、法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者又は法第五十九条第一項第一号に規定する基準該当介護予防支援の事業を行う者の作成する介護予防サービス計画に基づいて提供される場合 三　当該介護予防訪問介護が、第四十四条第二項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合	

四　当該介護予防訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合 五　当該介護予防訪問介護を提供する訪問介護員等の当該訪問介護に従事する時間の合計時間が、当該訪問介護員等が介護予防訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね二分の一を超えない場合 2　基準該当介護予防訪問介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する基準該当介護予防訪問介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る次条において準用する第四十二条第一項第二号の介護予防訪問介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当介護予防訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。 （準用） 第四十八条　第一節、第四節（第十七条、第二十二条第一項、第二十四条、第二十九条並びに第三十六条第四項を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問介護の事業について準用する。この場合において、第二十一条中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」に、第二十二条第二項及び第二十三条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」に、第二十二条第三項中「前二項」とあるのは「前項」に、第二十七条第三項中「第七条第二項」とあるのは「第四十四条第二項」と読み替えるものとする。 第三章　介護予防訪問入浴介護	2　介護予防訪問入浴介護

第一節　基本方針 第四十九条　指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護（以下「指定介護予防訪問入浴介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。 第二節　人員に関する基準 （従業員の員数） 第五十条　指定介護予防訪問入浴介護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問入浴介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問入浴介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この節から第五節までにおいて「介護予防訪問入浴介護従業者」という。）及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一　看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）　一人以上 二　介護職員　一人以上 ２　前項の介護予防訪問入浴介護従業者のうち一人以上は、常勤でなければならない。 ３　指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第五十条第一項に規定する指定訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護（指定居宅サービス等基準条例第四十	

九条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同条例第五十条第一項及び第二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者） 第五十一条　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。 第三節　設備に関する基準 （設備及び備品等） 第五十二条　指定介護予防訪問入浴介護事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けられているほか、指定介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等が備えられていなければならない。 ２　指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第五十二条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第四節　運営に関する基準	

（利用料等の受領） 第五十三条　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問入浴介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 ２　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 ３　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 一　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通費 二　利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用 ４　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の費用を伴うサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 （緊急時等の対応） 第五十四条　介護予防訪問入浴介護従業者は、現に指定介護予防訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他	

必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定介護予防訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 （管理者の業務） 第五十五条　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者に、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者（管理者を除く。以下この条において同じ。）の管理及び指定介護予防訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わせるものとする。 ２　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者に、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令に関する業務を担当させるものとする。 （運営規程） 第五十六条　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。 一　事業の目的及び運営の方針 二　従業者の職種、員数及び職務の内容 三　営業日及び営業時間 四　指定介護予防訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額 五　通常の事業の実施地域	

六　サービスの利用に当たっての留意事項 七　緊急時等における対応方法 八　その他事業の運営に関する重要事項 （記録の整備） 第五十七条　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。 ２　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一　次条において準用する第二十一条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 二　次条において準用する第二十五条に規定する保険者市町村への通知に係る記録 三　次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録 四　次条において準用する第三十八条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ３　前二項の規定によるもののほか、指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。 （準用） 第五十八条　第十条から第二十一条まで、第二十三条、第二十五条及び第三十条から第三十九条までの規定は、指定介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」	

とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、第十条及び第三十二条中「第二十八条」とあるのは「第五十六条」と、第三十一条中「設備及び備品等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。 第五節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 （指定介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針） 第五十九条　指定介護予防訪問入浴介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 ２　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 ３　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たり、利用者が要介護状態となることなく、できる限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。 ４　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。 （指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針） 第六十条　介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、第四十九条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 一　指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法	(1)　指定介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針 指定介護予防訪問入浴介護については、予防条例第 59 条及び第 60 条に定めるところによるほか、次の点に留意するものとする。 ①　指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ、利用者ごとに目標を設定の上、計画的に行うこと。 ②　サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。 ③　指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況により、訪問時に全身入浴が困難な場合は、利用者の希望により、「清拭」又は「部分浴（洗髪、陰部、足部等）」を実施するなど、適切なサービス提供に努めること。 ④　予防条例第 60 条第 2 号に定める「サービス提供方法等」とは、

により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。 二　指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。 三　指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。 四　指定介護予防訪問入浴介護の提供は、一回の訪問につき、看護職員一人及び介護職員一人をもって行うものとし、これらの者のうち一人を当該サービスの提供の責任者とすること。ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により当該利用者の身体の状況等に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合は、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができるものであること。 五　指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、サービス提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービス提供ごとに消毒したものを使用すること。 第六節　基準該当介護予防サービスに関する基準	入浴方法等の内容、作業手順、入浴後の留意点などを含むものであること。 ⑤　同条第4号に定める「サーゼスの提供の責任者」については、入浴介護に関する知識や技術を有した者であって、衛生管理や入浴サービスの提供に当たって他の従業者に対し作業手順など適切な指導を行うとともに、利用者が安心してサービス提供を受けられるように配慮すること。また、同号に定める「主治の医師の意見の確認」については、利用者又は利用者の承認を得て当該事業者が、利用者の主治医に確認することとし、併せて、次に確認すべき時期についても確認しておくこと。 ⑥　同条第 5 号に定める「サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品」の安全衛生については、特に次の点について留意すること。 イ　浴槽など利用者の身体に直に接触する設備・器具類は、利用者 1 人ごとに消毒した清潔なものを使用し、使用後に洗浄及び消毒を行うこと。また、保管に当たっても、清潔保持に留意すること。 ロ　皮膚に直に接するタオル等については、利用者 1 人ごとに取り替えるか個人専用のものを使用する等、安全清潔なものを使用すること。 ハ　消毒方法等についてマニュアルを作成するなど、当該従業者に周知させること。

（従業者の員数） 第六十一条　基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防訪問入浴介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防訪問入浴介護事業所」という。）ごとに置くべき基準該当介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この節において「介護予防訪問入浴介護従業者」という。）及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一　看護職員　一人以上 二　介護職員　一人以上 ２　基準該当介護予防訪問入浴介護の事業と基準該当訪問入浴介護（指定居宅サービス等基準条例第六十一条第一項に規定する基準該当訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者） 第六十二条　基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。	

（設備及び備品等） 第六十三条　基準該当介護予防訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画が設けられているほか、基準該当介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等が備えられていなければならない。 ２　基準該当介護予防訪問入浴介護の事業と基準該当訪問入浴介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定居宅サービス等基準条例第六十三条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （準用） 第六十四条　第十条から第十六条まで、第十八条から第二十一条まで、第二十三条、第二十五条、第三十条から第三十五条まで、第三十六条（第四項を除く。）及び第三十七条から第三十九条まで並びに第一節、第四節（第五十三条第一項及び第五十八条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、第十条及び第三十二条中「第二十八条」とあるのは「第六十四条において準用する第五十六条」と、第二十一条中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十三条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」と、第三十一条中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽	

その他の設備及び備品等」と、第五十三条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。 第四章　介護予防訪問看護 第一節　基本方針 第六十五条　指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護（以下「指定介護予防訪問看護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、当該利用者の療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって当該利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。 第二節　人員に関する基準 （看護師等の員数） 第六十六条　指定介護予防訪問看護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問看護事業所」という。）ごとに置くべき看護師その他の指定介護予防訪問看護の提供に当たる従業者（以下「看護師等」という。）の員数は、次の各号に掲げる指定介護予防訪問看護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一　病院又は診療所以外の指定介護予防訪問看護事業所（以下「指定介護予防訪問看護ステーション」という。）　次のイ又はロに掲げる従業者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数 イ　保健師、看護師又は准看護師（以下この条において「看護職員」	3　介護予防訪問看護

という。）　常勤換算方法で、二・五以上 ロ　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士　指定介護予防訪問看護ステーションの実情に応じた適当数 二　病院又は診療所である指定介護予防訪問看護事業所（以下「指定介護予防訪問看護を担当する医療機関」という。）　指定介護予防訪問看護の提供に当たる看護職員を適当数 2　前項第一号イの看護職員のうち一人は、常勤でなければならない。 3　指定介護予防訪問看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準条例第六十六条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定訪問看護（同条例第六十五条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同条例第六十六条第一項及び第二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者） 第六十七条　指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。 2　指定介護予防訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限り	

でない。 3　指定介護予防訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定介護予防訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。 第三節　設備に関する基準 （設備及び備品等） 第六十八条　指定介護予防訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室が設けられているほか、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備及び備品等が備えられていなければならない。ただし、当該指定介護予防訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けられていることをもって足りるものとする。 2　指定介護予防訪問看護を担当する医療機関は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の指定介護予防訪問看護の事業の用に供する区画を確保するとともに、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備及び備品等が備えられていなければならない。 3　指定介護予防訪問看護事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第六十八条第一項又は第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第四節　運営に関する基準	

（サービス提供困難時の対応） 第六十九条　指定介護予防訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定介護予防訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定介護予防訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は、主治の医師及び介護予防支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定介護予防訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じなければならない。 （介護予防支援事業者等との連携） 第七十条　指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 ２　指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び介護予防支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 （利用料等の受領） 第七十一条　指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問看護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 ２　指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用	

料の額及び指定介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第一項に規定する療養の給付若しくは同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十四条第一項に規定する療養の給付若しくは同法第七十八条第一項に規定する指定訪問看護のうち指定介護予防訪問看護に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 ３　指定介護予防訪問看護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を当該利用者から受けることができる。 ４　指定介護予防訪問看護事業者は、前項の費用を伴うサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 （同居家族に対するサービス提供の禁止） 第七十二条　指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等にその同居の家族である利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供をさせてはならない。 （緊急時等の対応） 第七十三条　看護師等は、現に指定介護予防訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。	

（運営規程） 第七十四条　指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定介護予防訪問看護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。 一　事業の目的及び運営の方針 二　従業者の職種、員数及び職務の内容 三　営業日及び営業時間 四　指定介護予防訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額 五　通常の事業の実施地域 六　緊急時等における対応方法 七　その他事業の運営に関する重要事項 （記録の整備） 第七十五条　指定介護予防訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。 ２　指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一　第七十九条第二項に規定する主治の医師による指示の文書 二　第七十八条第一項第二号の介護予防訪問看護計画書 三　第七十八条第一項第十一号の介護予防訪問看護報告書 四　次条において準用する第二十一条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 五　次条において準用する第二十五条に規定する保険者市町村への通知	

に係る記録 六　次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録 七　次条において準用する第三十八条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 3　前二項の規定によるもののほか、指定介護予防訪問看護事業者は、介護予防サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。 （準用） 第七十六条　第十条、第十一条、第十三条から第十五条まで、第十七条から第二十一条まで、第二十三条、第二十五条、第三十条から第三十九条まで及び第五十五条の規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第十条及び第三十二条中「第二十八条」とあるのは「第七十四条」と、第十五条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。 第五節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 （指定介護予防訪問看護の基本取扱方針） 第七十七条　指定介護予防訪問看護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 2　指定介護予防訪問看護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 3　指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者が要介護状態となることなく、できる限り自立した日常生活	(1)　指定介護予防訪問看護の基本取扱方針 予防条例第 77 条について、特に留意すべきところは、次のとおりである。 ①　指定介護予防訪問看護は、利用者の心身の状態を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治医との密接な連携のもとに介護予防訪問看護計画に沿って行うものとしたものであること。 ②　介護予防訪問看護計画の作成に当たっては、一人ひとりの高

を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。 4　指定介護予防訪問看護事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。 5　指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他様々な方法により、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう適切な働きかけに努めなければならない。	齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。 ③　利用者の健康状態と経過、看護の目標や内容、具体的な方法その他療養上必要な事項について利用者及び家族に理解しやすいよう指導又は説明を行うこと。また、介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めること。 ④　サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。 ⑤　提供された介護予防サービスについては、介護予防訪問看護計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図らなければならないものであること。
（指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針） 第七十八条　看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、第六十五条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲	(2)　指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針 ①　予防条例第 78 条第 1 号から第 3 号は、看護師等は、介護予防訪問看護計画を作成し、主治医に提出しなければならないこととしたものである。介護予防訪問看護計画の作成に当たっては、

げるところによるものとする。 一　指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。 二　看護師等（准看護師を除く。以下この条において同じ。）は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、指定介護予防訪問看護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問看護計画書を作成し、主治の医師に提出すること。 三　介護予防訪問看護計画書は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成されること。 四　看護師等は、介護予防訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。 五　看護師等は、介護予防訪問看護計画書を作成した際には、当該介護予防訪問看護計画書を利用者に交付すること。 六　指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第二号に規定する介護予防訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に行うこと。 七　指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。 八　指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、	主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、置かれている環境等を把握・分析し、介護予防訪問看護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにした上で（アセスメント）、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、期間等を明らかにするものとする。なお、既に介護予防サービス計画が作成されている場合には、当該計画に沿って介護予防訪問看護の計画を立案する。 ②　同条第 4 号から第 7 号は、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明について定めたものである。即ち、介護予防訪問看護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。看護師等は、介護予防訪問看護計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。 　また、介護予防訪問看護計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならず、当該介護予防訪問看護計画は、予防条例第 75 条第 2 項の規定に基づき、2 年間保存しなければならないこととしている。 ③　同条第 8 号及び第 9 号は、指定介護予防訪問着護の提供に当たっては、医学の進歩に沿った適切な看護技術をもって対応で

適切な看護技術をもってサービスの提供を行うこと。 九　特殊な看護等については、これを行ってはならないこと。 十　看護師等は、介護予防訪問看護計画書に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問看護計画書に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防訪問看護計画書の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うこと。 十一　看護師等は、モニタリングの結果も踏まえつつ、訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成し、当該報告書の内容について、当該指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該報告書について主治の医師に定期的に提出すること。 十二　指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行うこと。 十三　看護師等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問看護計画書の変更を行い、変更後の当該計画を主治の医師に提出すること。 十四　前号に規定する介護予防訪問看護計画書の変更については、第一号から第十二号までの規定を準用すること。 十五　当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、第二号から第六号まで及び第十号から第十四号までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えること	きるよう、新しい看護技術の習得等、研鑽を積むことを定めたものである。また、第 9 号においては、医学の立場を堅持し、広く一般に認められていない看護等については行ってはならないこととしている。 ④　同条第 10 号から第 13 号は、介護予防訪問看護計画に定める計画期間終了後の当該計画の実施状況の把握（モニタリング）、当該モニタリングの結果も踏まえた介護予防訪問看護報告書の作成、当該報告書の内容の担当する介護予防支援事業者への報告及び主治医への定期的な提出を義務づけたものである。 看護師等は、介護予防訪問看護報告書に、訪問を行った日、提供した看護内容、介護予防訪問看護計画書に定めた目標に照らしたサービス提供結果等を記載する。なお、当該報告書は、訪問の都度記載する記録とは異なり、主治医に定期的に提出するものをいい、当該報告書の記載と先に主治医に提出した介護予防訪問看護計画書（当該計画書を予防条例第 78 条第 15 号において診療記録の記載をもって代えた場合を含む。）の記載において重複する箇所がある場合は、当該報告書における重複箇所の記載を省略しても差し支えないこととする。 看護師等は、介護予防訪問看護報告書に記載する内容について、担当する介護予防支援事業者に報告するとともに、当該報告書自体は、主治医に提出するものとする。 なお、管理者にあっては、介護予防訪問看護計画に沿った実施状況を把握し、計画書及び報告書に関し、助言、指導等必要な管理を行わなければならない。

ができるものであること。 2　指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所の従業者が前項の方針に従い、適切に指定介護予防訪問看護を提供するよう、当該従業者に対し、必要な周知及び研修を行うものとする。	⑤　同条第15号は、指定介護予防訪問看護事業所が保険医療機関である場合は、主治医への介護予防訪問看護計画書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができることとしたものであり、「訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて」（平成12年3月30日老企第55号）に定める訪問看護計画書を参考に事業所ごとに定めるもので差し支えない。
（主治の医師との関係） 第七十九条　指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。 2　指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。 3　指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携を図らなければならない。 4　当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、主治の医師の文書による指示は、診療記録への記載をもって代えることができる。	(3)　主治医との関係 ①　指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、指示書に基づき指定介護予防訪問看護が行われるよう、主治医との連絡調整、指定介護予防訪問看護の提供を担当する看護師等の監督等必要な管理を行わなければならないこと。なお、主治医とは、利用申込者の選定により加療している医師をいい、主治医以外の複数の医師から指示書の交付を受けることはできないものであること。 ②　予防条例第79条第2項は、指定介護予防訪問看護の利用対象者は、その主治医が指定介護予防訪問看護の必要性を認めたものに限られるものであることを踏まえ、指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の開始に際しては、利用者の主治医が発行する介護予防訪問看護指示の文書（以下「指示書」という。）の交付を受けなければならないこととしたものであること。 ③　介護予防訪問看護の実施に当たっては、特に医療施設内の場合と異なり、看護師等が単独で行うことに十分留意するとともに慎重な状況判断等が要求されることを踏まえ、主治医との密

第五章　介護予防訪問リハビリテーション 第一節　基本方針 第八十条　指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問リハビリテーション（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。 第二節　人員に関する基準 （従業者の員数） 第八十一条　指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）を置かなければならない。 ２　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第八十二条第一項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション（同条例第八十一条に規定する指定訪問リハビリテ	接かつ適切な連携を図ること。 ４　介護予防訪問リハビリテーション

ーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同条例第八十二条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第三節　設備に関する基準 （設備及び備品等） 第八十二条　指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けられているとともに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等が備えられているものでなければならない。 ２　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第八十三条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第四節　運営に関する基準 （利用料等の受領） 第八十三条　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業者に支払われる介護予防サービス費の	

額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防訪問リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法第六十三条第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第一項に規定する療養の給付のうち指定介護予防訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問リハビリテーションを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。 4　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、前項の費用を伴うサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 （運営規程） 第八十四条　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、事業所ごとに、次に掲げる運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。 一　事業の目的及び運営の方針 二　従業者の職種、員数及び職務の内容	

三　営業日及び営業時間 四　指定介護予防訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額 五　通常の事業の実施地域 六　その他事業の運営に関する重要事項 （記録の整備） 第八十五条　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。 ２　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一　第八十八条第一項第二号の介護予防訪問リハビリテーション計画 二　次条において準用する第二十一条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 三　次条において準用する第二十五条に規定する保険者市町村への通知に係る記録 四　次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録 五　次条において準用する第三十八条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ３　前二項の規定によるもののほか、指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、介護予防サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。 （準用）	

第八十六条　第十条から第十五条まで、第十七条から第二十一条まで、第二十三条、第二十五条、第三十条から第三十三条まで、第三十五条から第三十九条まで、第五十五条及び第七十条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第十条及び第三十二条中「第二十八条」とあるのは「第八十四条」と、第十五条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。 第五節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 （指定介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針） 第八十七条　指定介護予防訪問リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 ２　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 ３　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たり、利用者が要介護状態となることなく、できる限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。 ４　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。 ５　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リ	(1)　指定介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針 予防条例第 87 条について、特に留意すべきところは、次のとおりである。 ①　指定介護予防訪問リハビリテーションは、利用者の心身の状態を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治医との密接な連携のもとに介護予防訪問リハビリテーション計画に沿って行うものとしたものであること。また、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たって、別の医療機関の医師から情報提供を受けて、指定介護予防訪問リハビリテーションを実施する場合は、当該情報提供を行った医療機関の医師との間で十分な連携を図るものであること。 ②　介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。 ③　指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、

ハビリテーションの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。	利用者の心身の状態、リハビリテーションの内容やそれを提供する目的、具体的な方法、リハビリテーションに必要な環境の整備、療養上守るべき点及び療養上必要な目標等、療養上必要な事項について利用者及び家族に理解しやすいよう指導又は説明を行うこと。 　また、介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めること。 ④　サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。 ⑤　提供された介護予防サービスについては、介護予防訪問リハビリテーション計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図らなければならないものであること。
（指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針） 第八十八条　指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第八十条に規	(2)　指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針 ①　予防条例第 88 条第 1 号から第 3 号は、医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画を作成しなければならないこととしたものである。

定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 一　指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。 二　医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、指定介護予防訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問リハビリテーション計画を作成すること。 三　介護予防訪問リハビリテーション計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成されること。 四　医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。 五　医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該介護予防訪問リハビリテーション計画を利用者に交付すること。 六　指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に行うこと。 七　指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁	介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、置かれている環境等を把握・分析し、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供によって解決すべき問題状況を明らかにした上で（アセスメント)、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、期間等を明らかにするものとする。なお、既に介護予防サービス計画が作成されている場合には、当該計画に沿って介護予防訪問リハビリテーションの計画を立案する。 ②　同条第 4 号から第 7 号は、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明について定めたものである。即ち、介護予防訪問リハビリテーション計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。 　また、介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならず、当該介護予防訪問リハビリテーション計画は、予防条例第 85 条第 2 項の規定に

寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。 八　指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。 九　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、それぞれの利用者について、介護予防訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告すること。 十　医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うこと。 十一　医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告すること。 十二　医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行うこと。 十三　前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更については、第一号から第十一号までの規定を準用すること。	基づき、2 年間保存しなければならないこととしている。 ③　同条第 8 号は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医学の進歩に沿った適切な技術をもって対応できるよう、新しい技術の習得等、研鑽を積むことを定めたものである。 ④　同条第 10 号から第 12 号は、介護予防訪問リハビリテーション計画に定める計画期間終了後の当該計画の実施状況の把握（モニタリング）、当該モニタリング結果の記録の作成、当該記録の担当する介護予防支援事業者への報告を義務づけたものである。

2　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の従業者が前項の方針に従い、適切に指定介護予防訪問リハビリテーションを提供するよう、当該従業者に対し、必要な周知及び研修を行うものとする。 第六章　介護予防居宅療養管理指導 第一節　基本方針 第八十九条　指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導（以下「指定介護予防居宅療養管理指導」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）、歯科衛生士（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえ、療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。 第二節　人員に関する基準 （従業者の員数） 第九十条　指定介護予防居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに置くべき従	5　介護予防居宅療養管理指導

業者（以下「介護予防居宅療養管理指導従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる指定介護予防居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める従業者について、その提供する指定介護予防居宅療養管理指導の内容に応じた適当数とする。 一　病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所　次に掲げる従業者 イ　医師又は歯科医師 ロ　薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士 二　薬局である指定介護予防居宅療養管理指導事業所　薬剤師 三　指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等基準条例第六十六条第一項の指定訪問看護ステーションをいう。）及び指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以下この章において同じ。）である指定介護予防居宅療養管理指導事業所　看護職員 2　指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者（指定居宅サービス等基準条例第九十二条第一項に規定する指定居宅療養管理指導事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防居宅療養管理指導の事業と指定居宅療養管理指導（同条例第九十一条に規定する指定居宅療養管理指導をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同条例第九十二条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第三節　設備に関する基準 （設備及び備品等）	

第九十一条　指定介護予防居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であって、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有するものであるほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等が備えられているものでなければならない。 ２　指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防居宅療養管理指導の事業と指定居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第九十三条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第四節　運営に関する基準 （利用料等の受領） 第九十二条　指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防居宅療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防居宅療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防居宅療養管理指導事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 ２　指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防居宅療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防居宅療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法第六十三条第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第一項に規定する療養の給付のうち	

指定介護予防居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3　指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。 4　指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前項の費用を伴うサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 （運営規程） 第九十三条　指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。 一　事業の目的及び運営の方針 二　従業者の職種、員数及び職務の内容 三　営業日及び営業時間 四　指定介護予防居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額 五　その他事業の運営に関する重要事項 （記録の整備） 第九十四条　指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。 2　指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予	

防居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一　次条において準用する第二十一条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 二　次条において準用する第二十五条に規定する保険者市町村への通知に係る記録 三　次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録 四　次条において準用する第三十八条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 3　前二項の規定によるもののほか、指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、介護予防サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。 （準用） 第九十五条　第十条から第十五条まで、第十八条、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十五条、第三十条から第三十三条まで、第三十五条から第三十九条まで、第五十五条及び第七十条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第十条及び第三十二条中「第二十八条」とあるのは「第九十三条」と、第十五条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第二十条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。 第五節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	

（指定介護予防居宅療養管理指導の基本取扱方針） 第九十六条　指定介護予防居宅療養管理指導は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 ２　指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定介護予防居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 ３　指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たり、利用者が要介護状態となることなく、できる限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。 ４　指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。 （指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針） 第九十七条　医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一　指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、介護予防サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うこと。 二　指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はそ	(1)　指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針 指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針については、予防条例第 97 条の定めるところによるほか､次の点に留意するものとする。 ①　医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導は、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的な医学的管理又は歯科医学的管理を行っている要支援者に対して行うものであること。 ②　指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、要支援者にサービスを提供している事業者に対して、必要に応じて迅速に指導又は助言を行うために、日頃からサービスの提供事業者や提供状況を把握するように努めること。

の家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。 三　前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めること。 四　指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。 五　前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならないものであること（サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言の内容を記載した文書の交付等により行うこと。）。 六　それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録すること。 2　薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一　指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定介護予防居宅療養管理指導にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学	③　薬剤師、歯科衛生士及び管理栄養士は、指定介護予防居宅療養管理指導を行った際には、速やかに、指定介護予防居宅療養管理指導を実施した要支援者の氏名、実施日時、実施した介護予防居宅療養管理指導の要点及び担当者の氏名を記録すること。

的管理指導計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行うこと。 二　指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。 三　常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。 四　それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。 3　看護職員の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一　指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。 二　指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。 三　それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は介護予防支援事業者等に報告すること。 4　指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所の従業者が前三項の方針に従い、適切に指定介護予防居宅療養管理指導を提供するよう、当該従業者に対し、必要な周知及び研修を	

行うものとする。 第七章　介護予防通所介護 第一節　基本方針 第九十八条　指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（以下「指定介護予防通所介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。 第二節　人員に関する基準 （従業者の員数） 第九十九条　指定介護予防通所介護の事業を行う者（以下「指定介護予防通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第五節までにおいて「介護予防通所介護従業者」という。）及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一　生活相談員　指定介護予防通所介護の提供日ごとに、指定介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数 二　看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）　指定介護予防通所介護の単位（指定介護予防通所介護であってその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。	6　介護予防通所介護

以下この条において同じ。）ごとに、専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数 三　介護職員　指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第百一条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護（同条例第百条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防通所介護又は指定通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が十五人までの場合にあっては一以上、利用者の数が十五人を超える場合にあっては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数 四　機能訓練指導員　一人以上 2　当該指定介護予防通所介護事業所の利用定員（当該指定介護予防通所介護事業所において同時に指定介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）が十人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員	

（いずれも専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。 3　指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員（第二項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第六項において同じ。）を、常時一以上当該指定介護予防通所介護に従事させなければならない。 4　第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者への介護予防サービスの提供に支障を及ぼすおそれがない場合は、他の指定介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。 5　第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。 6　第一項の生活相談員又は介護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。 7　指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第百一条第一項から第六項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者） 第百条　指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ご	

とに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防通所介護事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。 第三節　設備に関する基準 （設備及び備品等） 第百一条　指定介護予防通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するものであるほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等が備えられていなければならない。 ２　前項に掲げる食堂、機能訓練室、相談室の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一　食堂及び機能訓練室　次のイ及びロに掲げる基準 イ　それぞれ必要な広さを有するものであることとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上であること。 ロ　イの規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障を及ぼすおそれがない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障を及ぼすおそれがない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができるものであること。 二　相談室　遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。	

3　第一項に掲げる設備は、専ら当該指定介護予防通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に支障を及ぼすおそれがない場合は、この限りでない。 4　指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第百三条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第四節　運営に関する基準 （利用料の受領） 第百二条　指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2　指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3　指定介護予防通所介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 一　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用	

二　食事の提供に要する費用 三　おむつ代 四　前各号に掲げるもののほか、指定介護予防通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 4　前項第二号に掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5　指定介護予防通所介護事業者は、第三項の費用が伴うサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 （運営規程） 第百三条　指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定介護予防通所介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。 一　事業の目的及び運営の方針 二　従業者の職種、員数及び職務の内容 三　営業日及び営業時間 四　指定介護予防通所介護の利用定員 五　指定介護予防通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 六　通常の事業の実施地域 七　サービス利用に当たっての留意事項	

八　緊急時等における対応方法 九　非常災害対策 十　その他事業の運営に関する重要事項 （勤務体制の確保等） 第百四条　指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所介護を提供できるよう、指定介護予防通所介護事業所ごとに従業者の勤務体制を定めておかなければならない。 ２　指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、当該指定介護予防通所介護事業所の従業者によって指定介護予防通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ３　指定介護予防通所介護事業者は、介護予防通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 （定員の遵守） 第百五条　指定介護予防通所介護事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 （非常災害対策） 第百六条　指定介護予防通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定し、並びに非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。 （衛生管理等） 第百七条　指定介護予防通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器	

その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。 ２　指定介護予防通所介護事業者は、当該指定介護予防通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 （記録の整備） 第百八条　指定介護予防通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。 ２　指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一　第百十一条第一項第二号の介護予防通所介護計画 二　次条において準用する第二十一条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 三　次条において準用する第二十五条に規定する保険者市町村への通知に係る記録 四　次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録 五　次条において準用する第三十八条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ３　前二項の規定によるもののほか、指定介護予防通所介護事業者は、介護予防サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。 （準用）	

第百九条　第十条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第二十五条、第二十六条、第三十二条から第三十九条まで及び第五十五条の規定は、指定介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第十条及び第三十二条中「第二十八条」とあるのは「第百三条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第二十六条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と読み替えるものとする。 第五節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 （指定介護予防通所介護の基本取扱方針） 第百十条　指定介護予防通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 ２　指定介護予防通所介護事業者は、自らその提供する指定介護予防通所介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。 ３　指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者が要介護状態となることなく、できる限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。 ４　指定介護予防通所介護事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。	(1)　指定介護予防通所介護の基本取扱方針 予防条例第 110 条について、特に留意すべきところは、次のとおりである。 ①　介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防とは、単に高齢者の運動機能や栄養改善といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの心身機能の改善や環境調整等を通じて、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。 ②　介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めること。 ③　サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援

5　指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。	を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。 ④　提供された介護予防サービスについては、介護予防通所介護計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図らなければならないものであること。
（指定介護予防通所介護の具体的取扱方針） 第百十一条　指定介護予防通所介護の方針は、第九十八条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 一　指定介護予防通所介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。 二　指定介護予防通所介護事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、指定介護予防通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所介護計画を作成すること。 三　介護予防通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成されること。 四　指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。	(2)　指定介護予防通所介護の具体的取扱方針 ①　予防条例第 111 条第 1 号及び第 2 号は、管理者は、介護予防通所介護計画を作成しなければならないこととしたものである。介護予防通所介護計画の作成に当たっては、主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の状況を把握・分析し、介護予防通所介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント)、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、傭要時間、日程等を明らかにするものとする。なお、介護予防通所介護計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。 ②　同条第 3 号は、介護予防通所介護計画は、介護予防サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。 　なお、介護予防通所介護計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防通所介護計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。

五　指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画を作成した際には、当該介護予防通所介護計画を利用者に交付すること。 六　指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援 を行うこと。 七　指定介護予防通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。 八　指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。 九　指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に一回は、当該介護予防通所介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防通所介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うこと。 十　指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告すること。 十一　指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所介護計画の変更を行うこと。 十二　前号に規定する介護予防通所介護計画の変更については、第一号	③　同条第 4 号から第 7 号は、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明について定めたものである。即ち、介護予防通所介護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。管理者は、介護予防通所介護計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。 　また、介護予防通所介護計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならず、当該介護予防通所介護計画は、予防条例第 108 条第 2 項の規定に基づき、2 年間保存しなければならないこととしている。 ④　同条第 8 号は、指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等、研鑽を行うべきものであることとしたものである。 ⑤　同条第 9 号から第 11 号は、事業者に対して介護予防サービスの提供状況等について介護予防支援事業者に対する報告の義務づけを行うとともに、介護予防通所介護計画に定める計画期間終了後の当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を義務づけるものである。介護予防支援事業者に対する実施状況等の報告については、サービスが介護予防サービス計画に即して適切

から第十号までの規定を準用すること。 ２　指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所の従業者が前項の方針に従い、適切に指定介護予防通所介護を提供するよう、当該従業者に対し、必要な周知及び研修を行うものとする。	に提供されているかどうか、また、当該計画策定時から利用者の状態等が大きく異なることとなっていないか等を確認するために行うものであり、毎月行うこととしている。 　また、併せて、事業者は介護予防通所介護計画に定める計画期間が終了するまでに１回はモニタリングを行い、利用者の介護予防通所介護計画に定める目標の達成状況の把握等を行うこととしており、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業者等とも相談の上、必要に応じて当該介護予防通所介護計画の変更を行うこととしたものである。
（指定介護予防通所介護の提供に当たっての留意点） 第百十二条　指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。 一　指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準第三十条第七号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、指定介護予防通所介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。 二　指定介護予防通所介護事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとすること。	

三　指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。 （安全管理体制等の確保） 第百十三条　指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。 ２　指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。 ３　指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。 ４　指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 第六節　基準該当介護予防サービスに関する基準 （従業者の員数） 第百十四条　基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防通所介護」という。）	

の事業を行う者（以下「基準該当介護予防通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節において「介護予防通所介護従業者」という。）及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一　生活相談員　基準該当介護予防通所介護の提供日ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数 二　看護職員　基準該当介護予防通所介護の単位（基準該当介護予防通所介護であってその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。）ごとに、専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数 三　介護職員　基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該基準該当介護予防通所介護事業者が基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準条例第百三十三条第一項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の	

事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護の利用者。以下この節において同じ。）の数が十五人までの場合にあっては一以上、利用者の数が十五人を超える場合にあっては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数 四　機能訓練指導員　一人以上 2　当該基準該当介護予防通所介護事業所の利用定員（当該基準該当介護予防通所介護事業所において同時に基準該当介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）が十人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。 3　基準該当介護予防通所介護事業者は、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員（第二項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。）を、常時一人以上当該基準該当介護予防通所介護に従事させなければならない。 4　第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者への介護予防サービスの提供に支障を及ぼすおそれがない場合は、他の基準該当介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。	

5　第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。 6　基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第百三十三条第一項から第五項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者） 第百十五条　基準該当介護予防通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防通所介護事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該基準該当介護予防通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。 （設備及び備品等） 第百十六条　基準該当介護予防通所介護事業所には、食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所、事務連絡のための場所が確保されるとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに基準該当介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等が備えられていなければならない。 2　前項に掲げる食事を行う場所、機能訓練を行う場所、生活相談のための場所の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一　食事を行う場所及び機能訓練を行う場所　次のイ及びロに掲げる基	

準 イ　それぞれ必要な広さを有するものであることとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上であること。 ロ　イの規定にかかわらず、食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、食事の提供の際にはその提供に支障を及ぼすおそれがない広さが確保され、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障を及ぼすおそれがない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができるものであること。 二　生活相談を行う場所　遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。 3　第一項に掲げる設備は、専ら当該基準該当介護予防通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準該当介護予防通所介護の提供に支障を及ぼすおそれがない場合は、この限りでない。 4　基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業とが、同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定居宅サービス等基準条例第百三十五条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準をもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （準用） 第百十七条　第十条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十三条、第二十五条、第二十六条、第三十二条から第三十五条まで、第三十六条（第四項を除く。）、第三十七条から第三十九条まで及び第五	

十五条並びに第一節、第四節（第百二条第一項及び第百九条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第十条及び第三十二条中「第二十八条」とあるのは「第百十七条において準用する第百三条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第二十一条中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十三条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第百二条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。 第八章　介護予防通所リハビリテーション 第一節　基本方針 第百十八条　指定介護予防サービスに該当する介護予防通所リハビリテーション（以下「指定介護予防通所リハビリテーション」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。 第二節　人員に関する基準 （従業者の員数） 第百十九条　指定介護予防通所リハビリテーションの事業を行う者（以下	7　介護予防通所リハビリテーション

「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「介護予防通所リハビリテーション従業者」という。）及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一　医師　指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数 二　理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）若しくは介護職員　次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数 イ　指定介護予防通所リハビリテーションの単位（指定介護予防通所リハビリテーションであってその提供が同時に一人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。）ごとに、利用者（当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第百三十八条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第百三十七条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防通所リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が十人以下	

の場合は、その提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間」という。）を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が一以上確保されていること、又は、利用者の数が十人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。 ロ　イに掲げる人員のうち、専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が百又はその端数を増すごとに一以上確保されていること。 2　指定介護予防通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第二号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。 一　指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が十人以下の場合は、提供時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が一以上確保されていること、又は、利用者の数が十人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。 二　前号に掲げる人員のうち、専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護予防通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに	

一年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、○・一以上確保されること。 3　第一項第一号の医師は、常勤でなければならない。 4　指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第百三十八条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第百三十七条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第百三十八条第一項から第三項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第三節　設備に関する基準 （設備及び備品等） 第百二十条　指定介護予防通所リハビリテーション事業所は、指定介護予防通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であって、三平方メートルに利用定員（当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において同時に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。）を乗じた面積以上のものを有しなければならない。この場合において、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設であるときは、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加え	

るものとする。 ２　指定介護予防通所リハビリテーション事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を備えなければならない。 ３　指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第百三十九条第一項及び第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第四節　運営に関する基準 （管理者等の業務） 第百二十一条　指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。 ２　指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理者又は前項の管理を代行する者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行うものとする。 （運営規程） 第百二十二条　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営につ	

いての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。 一　事業の目的及び運営の方針 二　従業者の職種、員数及び職務の内容 三　営業日及び営業時間 四　指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員 五　指定介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額 六　通常の事業の実施地域 七　サービス利用に当たっての留意事項 八　非常災害対策 九　その他事業の運営に関する重要事項 （衛生管理等） 第百二十三条　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。 ２　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 （記録の整備） 第百二十四条　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。	

2　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一　第百二十七条第一項第二号の介護予防通所リハビリテーション計画 二　次条において準用する第二十一条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 三　次条において準用する第二十五条に規定する保険者市町村への通知に係る記録 四　次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録 五　次条において準用する第三十八条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 3　前二項の規定によるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。 （準用） 第百二十五条　第十条から第十五条まで、第十七条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第二十五条、第二十六条、第三十二条、第三十三条、第三十五条から第三十九条まで、第七十条、第百二条及び第百四条から第百六条までの規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第十条及び第三十二条中「第二十八条」とあるのは「第百二十二条」と、第十五条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第百四条	

第三項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。 第五節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 （指定介護予防通所リハビリテーションの基本取扱方針） 第百二十六条　指定介護予防通所リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 ２　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定介護予防通所リハビリテーションの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。 ３　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者が要介護状態となることなく、できる限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。 ４　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。 ５　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。	(1)　指定介護予防通所リハビリテーションの基本取扱方針 予防条例第 126 条について、特に留意すべきところは、次のとおりである。 ①　介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防とは、単に高齢者の運動機能や栄養改善といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの心身機能の改善や環境調整等を通じて、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。 ②　介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めること。 ③　サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。 ④　提供された介護予防サービスについては、介護予防通所リハビリテーション計画に定める目標達成の度合いや利用者及びそ

（指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針） 第百二十七条　指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第百十八条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 一　指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。 二　医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる介護予防通所リハビリテーション従業者（以下この節において「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所リハビリテーション計画を作成すること。 三　医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。 四　医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、	の家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図らなければならないものであること。 (2)　指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針 ①　予防条例第 127 条第 1 号及び第 2 号は、医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画を作成しなければならないこととしたものである。介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の状況を把握・分析し、介護予防通所リハビリテーションの提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。なお、介護予防通所リハビリテーション計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。 ②　同条第 3 号は、介護予防通所リハビリテーション計画は、介護予防サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。 なお、介護予防通所リハビリテーション計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防通所リハビリテーション計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。 ③　同条第 4 号から第 7 号は、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明について定めたものである。即ち、介護予防通所リハビリテーション計画は、利用者の日常生活全

当該利用者の同意を得ること。

五　医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該介護予防通所リハビリテーション計画を利用者に交付すること。

六　指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。

七　指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

八　指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

九　医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に一回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うこと。

十　医師等の従業者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該

般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。

また、介護予防通所リハビリテーション計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならず、当該介護予防通所リハビリテーション計画は、予防条例第 124 条第 2 項の規定に基づき、2 年間保存しなければならないこととしている。

④　同条第 8 号は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等、研鑽を行うべきものであることとしたものである。

⑤　同条第 9 号から第 11 号は、事業者に対して介護予防サービスの提供状況等について介護予防支援事業者に対する報告の義務づけを行うとともに、介護予防通所リハビリテーション計画に定める計画期間終了後の当該計画の実施状況の把捉（モニタリング）を義務づけるものである。介護予防支援事業者に対する実施状況等の報告については、サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該計画策定時から利用者の状態等が大きく異なることとなっていないか

サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告すること。 十一　医師等の従業者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行うこと。 十二　前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更については、第一号から第十号までの規定を準用すること。 ２　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者が前項の方針に従い、適切に指定介護予防通所リハビリテーションを提供するよう、当該従業者に対し、必要な周知及び研修を行うものとする。 （指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意点） 第百二十八条　指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。 一　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所リハビリテーションの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。 二　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとすること。 三　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に	等を確認するために行うものであり、毎月行うこととしている。 また、併せて、事業者は介護予防通所リハビリテーション計画に定める計画期間が終了するまでに 1 回はモニタリングを行い、利用者の介護予防通所リハビリテーション計画に定める目標の達成状況の把握等を行うこととしており、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業者等とも相談の上、必要に応じて当該介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行うこととしたものである。

当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。 （安全管理体制等の確保） 第百二十九条　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。 ２　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。 ３　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。 ４　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じ なければならない。 第九章　介護予防短期入所生活介護 第一節　基本方針 第百三十条　指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護	８　介護予防短期入所生活介護

（以下「指定介護予防短期入所生活介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。 第二節　人員に関する基準 （従業者の員数） 第百三十一条　指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第五節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第百四十九条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（同条例第百四十八条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第百四十一条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第四節まで	

において同じ。）が四十人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営が見込まれる場合であって、かつ、利用者への介護予防サービスの提供に支障を及ぼすおそれがない場合は、第四号の栄養士を置かないことができる。 一　医師　一人以上 二　生活相談員　常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一以上 三　介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）　常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上 四　栄養士　一人以上 五　機能訓練指導員　一人以上 六　調理員その他の従業者　当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数 2　特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数とする。 3　第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定	

を受ける場合は、推定数による。 4　特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、老人福祉法、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。 5　第一項第二号の生活相談員並びに同項第三号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち一人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が二十人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。 6　第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。 7　指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第百四十九条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（同条例第百四十八条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同	

条例第百四十九条第一項から第六項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者） 第百三十二条　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。 第三節　設備に関する基準 （利用定員等） 第百三十三条　指定介護予防短期入所生活介護事業所は、その利用定員を二十人以上とし、指定介護予防短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、第百三十一条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、この限りでない。 ２　併設事業所の場合又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所（第百五十五条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。）を除く。）とユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であって、それらの利用定員の総数が二十人以上である場合にあっては、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を二十人未満とすることができる。 ３　指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者	

の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第百五十一条第一項及び第二項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （設備及び備品等） 第百三十四条　指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、次に掲げる要件のいずれかを満たす二階建又は平家建の指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。 一　居室その他の利用者の日常生活に使用する場所（以下「居室等」という。）が二階及び地階のいずれにも設けられていないこと。 二　居室等が二階又は地階に設けられている場合であって、次に掲げる要件の全てに該当すること。 イ　当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第百四十四条において準用する第百六条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項が定められていること。 ロ　第百四十四条において準用する第百六条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行われるこ	

と。 ハ　火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制が整備されること。 2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平家建の指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であって、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 一　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所への防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮された構造であること。 二　非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制の整備により、円滑な消火活動が可能なものであること。 三　避難口の増設、搬送を容易に行うための幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難を可能とする構造であって、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。 3　指定介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備が設けられているとともに、指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等が備えられていなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者への介護予防サービスの提供に支障を及ぼすおそれ	

がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けないことができる。 一　居室 二　食堂 三　機能訓練室 四　浴室 五　便所 六　洗面設備 七　医務室 八　静養室 九　面談室 十　介護職員室 十一　看護職員室 十二　調理室 十三　洗濯室又は洗濯場 十四　汚物処理室 十五　介護材料室 4　併設事業所の場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障を及ぼすおそれがないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。	

5　第百三十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、第三項及び第七項第一号の規定にかかわらず、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有するものであることをもって足りるものとする。 6　第三項第一号から第六号まで、第十二号及び第十四号に掲げる設備の基準は、次に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一　居室　次に掲げる基準 イ　一の居室の定員は、四人以下であること。 ロ　利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上であること。 ハ　日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮されていること。 二　食堂及び機能訓練室　次のイ及びロに掲げる基準 イ　それぞれ必要な広さを有するものであることとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上であること。 ロ　イの規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障を及ぼすおそれがない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障を及ぼすおそれがない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができるものであること。 三　浴室　要支援者の入浴に適したものであること。 四　便所　要支援者の使用に適したものであること。 五　洗面設備　要支援者の使用に適したものであること。	

六　調理室　食器及び調理器具等を消毒する設備並びに食器及び食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠（そ）の設備が設けられたものであること。

七　汚物処理室　他の施設と区別された一定の広さを有するものであること。

7　前各項に規定するもののほか、指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一　廊下の幅は、一・八メートル以上（中廊下にあっては、二・七メートル以上）であること。

二　廊下、便所その他必要な場所に常夜灯が設けられていること。

三　階段の傾斜が緩やかであること。

四　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備が設けられていること。

五　居室等が二階以上の階にある場合（エレベーターが設けられている場合を除く。）は、一以上の傾斜路が設けられていること。

8　指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第百五十二条第一項から第七項までに規定する設備に関する基準を満たしていることをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四節　運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第百三十五条　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第百四十条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防短期入所生活介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。 ２　第十条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。 （指定介護予防短期入所生活介護の開始及び終了） 第百三十六条　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障を及ぼすおそれがある者を対象に、指定介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。 ２　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。 （利用料等の受領） 第百三十七条　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護	

に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 一　食事の提供に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が当該利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。） 二　滞在に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が当該利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。） 三　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用	

四　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 五　送迎に要する費用（厚生労働大臣が定める場合を除く。） 六　理美容代 七　前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの ４　前項第一号から第四号までに掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 ５　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第三項の費用を伴うサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。 （身体的拘束等の禁止） 第百三十八条　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。 ２　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	

（緊急時等の対応） 第百三十九条　介護予防短期入所生活介護従業者は、現に指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定介護予防短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 （運営規程） 第百四十条　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。 一　事業の目的及び運営の方針 二　従業者の職種、員数及び職務の内容 三　利用定員（第百三十一条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。） 四　指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 五　通常の送迎の実施地域 六　サービス利用に当たっての留意事項 七　緊急時等における対応方法 八　非常災害対策 九　その他事業の運営に関する重要事項 （定員の遵守） 第百四十一条　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護を行っ	

てはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 一　第百三十一条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数 二　前号に該当しない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数 （地域等との連携） 第百四十二条　指定介護予防短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めなければならない。 （記録の整備） 第百四十三条　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。 ２　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一　第百四十六条第二号の介護予防短期入所生活介護計画 二　次条において準用する第二十一条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 三　第百三十八条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四　次条において準用する第二十五条に規定する保険者市町村への通知に係る記録	

五　次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録 六　次条において準用する第三十八条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 3　前二項の規定によるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。 （準用） 第百四十四条　第十一条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第二十一条、第二十三条、第二十五条、第三十二条から第三十九条まで、第五十五条、第百四条、第百六条及び第百七条の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条中「第二十八条」とあるのは「第百四十条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第百四条第三項及び第百六条中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。 第五節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 （指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針） 第百四十五条　指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 2　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。 3　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活	(1)　指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針 予防条例第 145 条について、特に留意すべきところは、次のとおりである。 ①　介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。 ②　介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的

介護の提供に当たり、利用者が要介護状態となることなく、できる限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。 4　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。 5　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。 （指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針） 第百四十六条　指定介護予防短期入所生活介護の方針は、第百三十条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 一　指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議の開催等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。 二　指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する当該利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、指定介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短	な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めること。 ③　サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。 (2)　指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針 ①　予防条例第 146 条第 2 号に定める「相当期間以上」とは、おおむね 4 日以上連続して利用する場合を指すこととするが、4 日未満の利用者にあっても、担当する介護予防支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の介護予防短期入所生活介護計画を作成した利用者に準じて、必要な介護及び機能訓練等の支援を行うものとする。 なお、介護予防短期入所生活介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましいものである。 ②　同条第 3 号は、介護予防短期入所生活介護計画が作成される

期入所生活介護計画を作成すること。 三　介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成されること。 四　指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。 五　指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入所生活介護計画を利用者に交付すること。 六　指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。 七　指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。 2　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者が前項の方針に従い、適切に指定介護予防短期入所生活介護を提供するよう、当該従業者に対し、必要な周知、研修を行うものとする。 （介護） 第百四十七条　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければな	場合には、介護予防サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。 なお、介護予防短期入所生活介護計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防短期入所生活介護計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。 ③　同条第 4 号から第 7 号は、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する　説明について定めたものである。即ち、介護予防短期入所生活介護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。 また、介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならず、当該介護予防短期入所生活介護計画は、予防条例第 143 条第 2 項の規定に基づき、2 年間保存しなければならないこととしている。 (3)　介護 ①　予防条例第 147 条で定める介護サービスの提供に当たっては、在宅生活へ復帰することを念頭において行うことが基本であり、そのためには、利用者の家庭環境等を十分踏まえて、自立

らない。 2　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、一週間に二回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭（しき）しなければならない。 3　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。 4　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の支援を適切に行わなければならない。 5　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。 6　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。	している機能の低下が起きないようにするとともに残存機能の維持、向上が図られるよう、適切な技術をもって介護サービスを提供し、又は必要な支援を行うものとすること。なお、介護サービス等の実施に当たっては、利用者の人格に十分に配慮して実施するものとする。 ②　同条第 2 項で定める入浴の実施に当たっては利用者の心身の状況や自立支援を踏まえ、適切な方法により実施するものとする。なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清拭を実施するなど利用者の清潔保持に努めるものとする。 ③　同条第 3 項で定める排せつの介護に当たっては、利用者の心身の状況や排せつ状況などをもとに、自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施すること。 ④　同条第 4 項で定める「おむつを使用せざるを得ない」場合には、利用者の心身及び活動状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ交換に当たっては、頻繁に行えばよいということではなく、利用者の排せつ状況を踏まえて実施すること。 ⑤　同条第 5 項は、短期間の入所ではあるが、生活にメリハリをつけ、生活面での積極性を向上させる観点から、1 日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容など利用者の心身の状況に応じた日常生活上の世話を適切に行うべきことを定めたものである。 ⑥　同条第 6 項で定める「常時 1 人以上の介護職員を介護に従事

（食事） 第百四十八条　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。 ２　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を行うことを支援しなければならない。	させ」るとは、夜間を含めて適切な介護を提供できるように介護職員の勤務体制を定めておくものである。なお、介護サービスの提供に当たっては、提供内容に応じて、職員体制を適切に行うものとする。 (4)　食事 ①　食事の提供について 利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行うように努めるとともに、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体の状況や、食形態、嗜好等にも配慮した適切な栄養量及び内容とすること。 また、利用者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならないこと。 ②　調理について 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。 ③　適時の食事の提供について 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後 6 時以降とすることが望ましいが、早くても午後 5 時以降とすること。 ④　食事の提供に関する業務の委託について 食事の提供に関する業務は指定介護予防短期入所生活介護事業者自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について事業者自らが行う等、当該事業者の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービ

	スの質が確保される場合には、当該事業者の最終的責任の下で第三者に委託することができること。 ⑤　居室関係部門と食事関係部門との連携について 食事提供については、利用者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該利用者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられていることが必要であること。 ⑥　栄養食事相談 利用者に対しては適切な栄養食事相談を行う必要があること。 ⑦　食事内容の検討について 食事内容については、当該事業者の医師又は栄養士を含む会議において検討が加えられなければならないこと。
（機能訓練） 第百四十九条　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。	(5)　機能訓練 予防条例第 149 条に定める機能訓練の提供に当たっては、利用者の家庭環境等を十分に踏まえて、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて提供しなければならない。なお、日常生活及びレクリエーション、行事の実施等に当たっても、その効果を配慮するものとする。
（健康管理） 第百五十条　指定介護予防短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。	(6)　健康管理 予防条例第 150 条第 1 項は、健康管理が、医師及び看護職員の業務であることを明確にしたものである。
	(7)　相談及び援助

（相談及び援助） 第百五十一条　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、当該利用者又はその家族に対し、相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の支援を行わなければならない。 （その他のサービスの提供） 第百五十二条　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、必要に応じ、利用者のためのレクリエーション行事等を行わなければならない。 ２　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。 第六節　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 第一款　この節の趣旨及び基本方針 （この節の趣旨） 第百五十三条　第一節、第三節から前節までの規定にかかわらず、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防短期入所生活介護の事業であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援	予防条例第 151 条に定める相談及び援助については、常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとることにより、積極的に利用者の在宅生活の向上を図ることを趣旨とするものである。

の方法に関する基準については、この節に定めるところによる。 （基本方針） 第百五十四条　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。 第二款　設備に関する基準 （設備及び備品等） 第百五十五条　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次に掲げる要件のいずれかを満たす二階建又は平家建のユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。 一　居室等が二階及び地階のいずれにも設けられていないこと。 二　居室等が二階又は地階に設けられている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。 イ　当該ユニット型指定介護予防短期入所者生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第百六十一条において準用する第百四十四条において準用する第百六条に規定する計画に	

利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項が定められていること。 ロ　第百六十一条において準用する第百四十四条において準用する第百六条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行われること。 ハ　火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制が整備されること。 2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平家建のユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であって、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 一　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所への防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮された構造であること。 二　非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制の整備により、円滑な消火活動が可能なものであること。 三　避難口の増設、搬送を容易に行うための幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難を可能とする構造であって、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。 3　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所は、次に掲げる設備が設けられているとともに、指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等が備えられていなければならな	

い。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障を及ぼすおそれがない場合は、ユニットを除き、これらの設備を設けないことができる。 一　ユニット 二　浴室 三　医務室 四　調理室 五　洗濯室又は洗濯場 六　汚物処理室 七　介護材料室 4　特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設ユニット型事業所」という。）にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この節において「ユニット型事業所併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障を及ぼすおそれがないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の前項各号に掲げる設備（ユニットを除く。）をユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。	

5　第百三十一条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム（青森市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年青森市条例第五号）第三十四条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の場合にあっては、第三項及び第七項第一号の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有するものであることをもって足りるものとする。 6　第三項第一号、第二号、第四号及び第六号の設備の基準は、次に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一　ユニット　次のイからニまでに掲げる設備に応じ、それぞれイからニまでに定める基準 イ　居室　次の⑴から⑸までに掲げる基準 ⑴　一の居室の定員は、一人であること（利用者への指定介護予防短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができるものであること。）。 ⑵　居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けられていること（一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第百七十二条第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活	

介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業（同条例第百七十条に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び第百六十条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、おおむね十人以下としなければならないものであること。）。 ⑶　利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上であること。 ⑷　ユニットに属さない居室がユニットの居室として改修されたものについて、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙（すき）間が生じる場合は、利用者同士の視線の遮断が確保されていること。 ⑸　日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮されていること。 ロ　共同生活室　次の⑴から⑶までに掲げる基準 ⑴　いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するものであること。 ⑵　一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積を標準として算出した面積以上であること。 ⑶　必要な設備及び備品が備えられていること。	

ハ　洗面設備　次の⑴及び⑵に掲げる基準 ⑴　各居室に設けられ、又は各共同生活室に適当数設けられていること。 ⑵　要支援者の使用に適したものであること。 ニ　便所　次の⑴及び⑵に掲げる基準 ⑴　各居室に設けられ、又は各共同生活室に適当数設けられていること。 ⑵　要支援者の使用に適したものであること。 二　浴室　要支援者の入浴に適したものであること。 三　調理室　食器及び調理器具等を消毒する設備並びに食器及び食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠（そ）の設備が設けられたものであること。 四　汚物処理室　他の施設と区別された一定の広さを有するものであること。 7　前各項に規定するもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。 一　廊下 イ　幅は、一・八メートル以上（中廊下にあっては、二・七メートル以上）であること。 ロ　イの規定にかかわらず、廊下の一部の幅が拡張されることにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障を及ぼすおそれが生じないと認められるときは、一・五メートル以上（中廊下にあっては、一・八メートル以上）であること。	

二　廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯が設けられていること。 三　階段の傾斜が緩やかであること。 四　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備が設けられていること。 五　ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合（エレベーターが設けられている場合を除く。）は、一以上の傾斜路が設けられていること。 ８　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第百七十二条第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業（同条例第百七十条に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同条例第百七十二条第一項から第七項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （準用） 第百五十六条　第百三十三条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所について準用する。 第三款　運営に関する基準 （利用料等の受領） 第百五十七条　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入	

所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。 一　食事の提供に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が当該利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。） 二　滞在に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が当該利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。） 三　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用	

四　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 五　送迎に要する費用（厚生労働大臣が定める場合を除く。） 六　理美容代 七　前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 4　前項第一号から第四号までに掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第三項の費用を伴うサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。 （運営規程） 第百五十八条　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。 一　事業の目的及び運営の方針 二　従業者の職種、員数及び職務の内容 三　利用定員（第百三十一条第二項の規定の適用を受けるユニット型特	

別養護老人ホームである場合を除く。） 四　ユニットの数及びユニットごとの利用定員（第百三十一条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。） 五　指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 六　通常の送迎の実施地域 七　サービス利用に当たっての留意事項 八　緊急時等における対応方法 九　非常災害対策 十　その他事業の運営に関する重要事項 （勤務体制の確保等） 第百五十九条　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務体制を定めておかなければならない。 ２　前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行わなければならない。 一　昼間は、各ユニットに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 二　夜間及び深夜は、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 三　各ユニットに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 ３　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防	

短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者への介護予防サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ４　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 （定員の遵守） 第百六十条　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 一　第百三十一条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数 二　前号に該当しないユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数 （準用） 第百六十一条　第百三十五条、第百三十六条、第百三十八条、第百三十九条、第百四十二条から第百四十四条（第百四条の準用に係る部分を除く。）までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第百三十五条第一項中「第百四十条」	

とあるのは「第百五十八条」と、第百四十三条第二項第二号及び第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百六十一条において準用する次条」と読み替えるものとする。 第四款　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 （ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっての留意事項） 第百六十二条　指定介護予防短期入所生活介護は、利用者が有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。 ２　指定介護予防短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。 ３　指定介護予防短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。 （介護） 第百六十三条　介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。 ２　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じ、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。 ３　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の	

清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、清拭（しき）を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。 4　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない利用者については、そのおむつを適切に取り替えなければならない。 5　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。 6　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。 7　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。 （食事） 第百六十四条　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜（し）好を考慮した食事を提供しなければならない。 2　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、食事の自立について必要な援助を行わなければならない。	

3　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、当該利用者がその心身の状況に応じ、可能な限り自立して食事を行うことができるよう必要な時間を確保しなければならない。 4　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を行うことを支援しなければならない。 （その他のサービスの提供） 第百六十五条　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。 2　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。 （準用） 第百六十六条　第百四十五条、第百四十六条、第百四十九条から第百五十一条までの規定はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第百四十六条中「第百三十条」とあるのは「第百五十四条」と、「前条」とあるのは「第百六十六条において準用する前条」と読み替えるものとする。 第七節　基準該当介護予防サービスに関する基準 （指定介護予防通所介護事業所等との併設） 第百六十七条　基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防短期入所	

生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」という。）は、指定介護予防通所介護事業所、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（青森市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十五年青森市条例　　号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第十五条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下これらを「指定介護予防通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。 （従業者の員数） 第百六十八条　基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営が見込まれる場合であって、かつ、利用者への介護予防サービスの提供に支障を及ぼすおそれがない場合は、第三号の栄養士を置かないことができる。 一　生活相談員　一人以上 二　介護職員又は看護職員　常勤換算方法で、利用者（当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第	

百八十三条に規定する基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当介護予防短期入所生活介護又は基準該当短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第百七十条において同じ。）の数が三又はその端数を増すごとに一以上 三　栄養士　一人以上 四　機能訓練指導員　一人以上 五　調理員その他の従業者　当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数 2　前項第二号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。 3　第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。 4　基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定介護予防通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。 5　基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第百八十三条に規定する基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同条例第百	

八十四条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者） 第百六十九条　基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。 （利用定員等） 第百七十条　基準該当介護予防短期入所生活介護事業所は、その利用定員（当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所において同時に基準該当介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を二十人未満とし、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。 ２　基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定居宅サービス等基準条例第百八十六条第一項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （設備及び備品等） 第百七十一条　基準該当介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備が設けられているとともに、基準該当介護予防短期入所生活介護	

を提供するために必要なその他の設備及び備品等が備えられていなければならない。ただし、指定介護予防通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定介護予防通所介護事業所等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該指定介護予防通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の利用者への介護予防サービスの提供に支障を及ぼすおそれがない場合は、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。 一　居室 二　食堂 三　機能訓練室 四　浴室 五　便所 六　洗面所 七　静養室 八　面接室 九　介護職員室 2　前項第一号から第六号までに掲げる設備の基準は、次に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一　居室　次に掲げる基準 イ　一の居室の定員は、四人以下であること。 ロ　利用者一人当たりの床面積は、七・四三平方メートル以上であること。 ハ　日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮されていること。	

二　食堂及び機能訓練室　次に掲げる基準 イ　それぞれ必要な広さを有するものであることとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上であること。 ロ　イの規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供及び機能訓練に支障を及ぼすおそれがない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができるものであること。 三　浴室　身体の不自由な者の入浴に適したものであること。 四　便所　身体の不自由な者の使用に適したものであること。 五　洗面所　身体の不自由な者の使用に適したものであること。 3　基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の廊下幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものでなければならない。 4　基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定居宅サービス等基準条例第百八十七条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （指定介護予防通所介護事業所等との連携） 第百七十二条　基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に際し、常に指定介護予防通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。 （準用） 第百七十三条　第十一条から第十五条まで、第十八条、第二十一条、第二十三条、第二十五条、第三十二条から第三十五条まで、第三十六条（第	

四項を除く。)、第三十七条から第三十九条まで、第五十五条、第百四条、第百六条、第百七条、第百三十条並びに第四節（第百三十七条第一項及び第百四十四条を除く。）及び第五節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十一条中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十三条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第三十二条中「第二十八条」とあるのは「第百七十三条において準用する第百四十条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第百四条第三項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第百三十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第百四十三条第二項第二号及び第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百七十三条」と、第百四十六条中「第百三十条」とあるのは「第百七十三条において準用する第百三十条」と、「前条」とあるのは「第百七十三条において準用する前条」と、第百五十条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。 第十章　介護予防短期入所療養介護 第一節　基本方針 第百七十四条　指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護（以下「指定介護予防短期入所療養介護」という。）の事業は、その利	9　介護予防短期入所療養介護

用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。 第二節　人員に関する基準 （従業者の員数） 第百七十五条　指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。 一　介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者（当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第百九十一条第一項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護（同条例第百九十条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定	

介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第百八十一条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。 二　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法（以下「平成十八年旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。 三　療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数とすること。 四　診療所（前二号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入	

所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とすること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を一人以上配置すること。 ２　指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第百九十一条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第三節　設備に関する基準 （設備及び備品等） 第百七十六条　指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。 一　介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（青森市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十五年青森市条例第十三号）第四十四条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有するものであること。 二　指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医	

療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（青森市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年青森市条例第十四号）第四十二条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有するものであること。 三　療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該療養病床を有する病院又は診療所として医療法の規定により必要とされる設備を有するものであること。 四　診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、次に掲げる要件に適合するものであること。 イ　指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートルであること。 ロ　食堂及び浴室を有するものであること。 ハ　機能訓練を行うための場所を有するものであること。 2　前項第三号及び第四号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものであることとする。 3　指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第百九十二条第一項及び第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二	

項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第四節　運営に関する基準 （対象者） 第百七十七条　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。 （利用料等の受領） 第百七十八条　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 ２　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所療養介護に係る介護	

予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 一　食事の提供に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が当該利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。） 二　滞在に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が当該利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。） 三　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用 四　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 五　送迎に要する費用（厚生労働大臣が定める場合を除く。） 六　理美容代 七　前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに	

係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの ４　前項第一号から第四号までに掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 ５　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第三項に掲げる費用を伴うサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。 （身体的拘束等の禁止） 第百七十九条　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 ２　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 （運営規程） 第百八十条　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。 一　事業の目的及び運営の方針 二　従業者の職種、員数及び職務の内容	

三　指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額 四　通常の送迎の実施地域 五　施設利用に当たっての留意事項 六　非常災害対策 七　その他事業の運営に関する重要事項 （定員の遵守） 第百八十一条　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 一　介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数 二　療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数 三　診療所（前号に掲げるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、指定介護予防短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数 （記録の整備） 第百八十二条　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。	

2　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一　第百八十五条第二号の介護予防短期入所療養介護計画 二　次条において準用する第二十一条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 三　第百七十九条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四　次条において準用する第二十五条に規定する保険者市町村への通知に係る記録 五　次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録 六　次条において準用する第三十八条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 3　前二項の規定によるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。 （準用） 第百八十三条　第十一条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第二十一条、第二十三条、第二十五条、第三十二条、第三十三条、第三十五条から第三十九条まで、第五十五条、第百四条、第百六条、第百二十三条、第百三十五条、第百三十六条第二項及び第百四十二条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条中「第二十八条」とあるのは「第百八十条」と、「訪問介護員	

等」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第百四条第三項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第百三十五条中「第百四十条」とあるのは「第百八十条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。 第五節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 （指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針） 第百八十四条　指定介護予防短期入所療養介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 ２　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所療養介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。 ３　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。 ４　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。 ５　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。 （指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針）	(1)　指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針 予防条例第 184 条について、特に留意すべきところは、次のとおりである。 ①　介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。 ②　介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めること。 ③　サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。 (2)　指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針 ①　予防条例第 185 条第 2 号に定める「相当期間以上」とは、お

第百八十五条　指定介護予防短期入所療養介護の方針は、第百七十四条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 一　指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議の開催等の適切な方法により、利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。 二　指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する当該利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、指定介護予防短期入所療養介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所療養介護計画を作成すること。 三　介護予防短期入所療養介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成されること。 四　指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。 五　指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入所療養介護計画を利用者に交付すること。 六　指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、介護予防短期入所療養介護計画が作成されている場合は、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。	おむね4日以上連続して利用する場合を指すこととするが、4日未満の利用者にあっても、担当する介護予防支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の介護予防短期入所療養介護計画を作成した利用者に準じて、必要な介護及び機能訓練等の支援を行うものとする。 なお、介護予防短期入所療養介護事業者は、施設に介護支援専門員がいる場合には、介護支援専門員に介護予防短期入所療養介護計画作成のとりまとめを行わせること。介護支援専門員がいない場合には、療養介護計画作成の経験を有する者に作成をさせることが望ましい。 ②　同条第3号は、介護予防短期入所療養介護計画が作成される場合には、介護予防サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。 なお、介護予防短期入所療養介護計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防短期入所療養介護計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。 ③　同条第4号から第7号は、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明について定めたものである。即ち、介護予防短期入所療養介護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。管理者は、介護予防

七　指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

2　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者が前項の方針に従い、適切に指定介護予防短期入所療養介護を提供するよう、当該従業者に対し、必要な周知、研修を行うものとする。

（診療の方針）

第百八十六条　医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一　診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上適切に行うこと。

二　診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要支援者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果が見込めるよう適切な指導を行うこと。

三　常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及び置かれている環境の的確な把握に努め、当該利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。

四　検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして適切に行うこと。

五　特殊な療法又は新しい療法等については、厚生労働大臣が定めるもののほか行わないこと。

六　厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方しないこと。

短期入所療養介護計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。

また、介護予防短期入所療養介護計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならず、当該介護予防短期入所療養介護計画は、予防条例第182条第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならないこととしている。

(3)　診療の方針について

介護予防短期入所療養介護事業所の医師は、常に利用者の病床や心身の状態の把握に努めること。特に、診療に当たっては、的確な診断をもととし、入所者に対して必要な検査、投薬、処置等を妥当適切に行うものとする。

七　入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であるときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講ずること。 （機能訓練） 第百八十七条　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行わなければならない。 （看護及び医学的管理の下における介護） 第百八十八条　看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。 ２　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、一週間に二回以上、利用者を入浴させ、又は清拭（しき）しなければならない。 ３　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。 ４　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の支援を適切に行わなければならない。 ５　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該指定介護予防短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。 （食事の提供）	(4)　機能訓練について リハビリテーションの提供に当たっては、利用者の心身の状況及び家庭環境等を十分に踏まえて、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて提供しなければならないものとする。 (5)　看護及び医学的管理の下における介護 ①　入浴の実施に当たっては、利用者の心身の状況や自立支援を踏まえ適切な方法により実施するものとする。なお、利用者の心身の状況から入浴が困難である場合には、清拭を実施するなど利用者の清潔保持に努めるものとする。 ②　排せつの介護に当たっては、利用者の心身の状況や排せつ状況などをもとに、自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施すること。なお、おむつを使用せざるを得ない場合には、利用者の心身及び活動状況に適したおむつを提供し、適切におむつを交換すること。 (6)　食事 ①　食事の提供について

第百八十九条　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。 ２　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床して、食堂で食事を行うことを支援しなければならない。	利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行うように努めるとともに、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体の状況や、食形態、嗜好等にも配慮した適切な栄養量及び内容とすること。 また、利用者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならないこと。 ②　調理について 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。 ③　適時の食事の提供について 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後 6 時以降とすることが望ましいが、早くても午後 5 時以降とすること。 ④　食事の提供に関する業務の委託について 食事の提供に関する業務は指定介護予防短期入所療養介護事業者自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について事業者自らが行う等、当該事業者の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該事業者の最終的責任の下で第三者に委託することができること。 ⑤　療養室等関係部門と食事関係部門との連携について 食事提供については、利用者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該利用者の食事に的確に反映させるために、療養室等関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられている

	ことが必要であること。 ⑥　栄養食事相談 　利用者に対しては適切な栄養食事相談を行う必要があること。 ⑦　食事内容の検討について 　食事内容については、当該事業者の医師又は栄養士を含む会議において検討が加えられなければならないこと。
（その他のサービスの提供） 第百九十条　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、必要に応じ、レクリエーション行事等を行うよう努めるものとする。 ２　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。 第六節　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 第一款　この節の趣旨及び基本方針 （この節の趣旨） 第百九十一条　第一節、第三節から前節までの規定にかかわらず、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防短期入所療養介護の事業であって、その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室（当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）	

ごとに利用者の日常生活が営まれ、当該利用者に対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節に定めるところによる。 （基本方針） 第百九十二条　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。 第二款　設備に関する基準 （設備及び備品等） 第百九十三条　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。 一　介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有するものであること。 二　指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、平成十八年旧介護保険法に規定する指定介	

護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有するものであること。 三　療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有するものであること。 四　療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有するものであること。 2　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第二百八条第一項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業（同条例第二百六条第一項に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同条例第二百八条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第三款　運営に関する基準 （利用料等の受領） 第百九十四条　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定	

代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。 一　食事の提供に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が当該利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。） 二　滞在に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が当該利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）	

三　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用 四　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 五　送迎に要する費用（厚生労働大臣が定める場合を除く。） 六　理美容代 七　前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 4　前項第一号から第四号までに掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第三項に掲げる費用を伴うサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。 （運営規程） 第百九十五条　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。 一　事業の目的及び運営の方針	

二　従業者の職種、員数及び職務の内容 三　指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額 四　通常の送迎の実施地域 五　施設利用に当たっての留意事項 六　非常災害対策 七　その他事業の運営に関する重要事項 （勤務体制の確保等） 第百九十六条　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務体制を定めておかなければならない。 ２　前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行わなければならない。 一　昼間については、ユニットごとに常時一人以上の看護職員又は介護職員を配置すること。 二　夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の看護職員又は介護職員を配置すること。 三　ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 ３　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者への介護予防サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	

4　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 （定員の遵守） 第百九十七条　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）の数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 一　ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数 二　ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者の数 （準用） 第百九十八条　第百七十七条、第百七十九条、第百八十二条及び第百八十	

三条（第百四条の準用に係る部分を除く。）の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第百八十二条第二項第二号及び第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百九十八条において準用する次条」と、第百八十三条中「第百八十条」とあるのは「第百九十五条」と読み替えるものとする。 第四款　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 （ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっての留意事項） 第百九十九条　指定介護予防短期入所療養介護は、利用者が有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。 ２　指定介護予防短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。 ３　指定介護予防短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。 （看護及び医学的管理の下における介護） 第二百条　看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。 ２　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その病状及び心身の状況等に応じ、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。	

3　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、清拭（しき）を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。 4　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な支援を行い、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。 5　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。 6　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。 （食事） 第二百一条　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好（し）を考慮した食事を提供しなければならない。 2　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、食事の自立について必要な援助を行わなければならない。 3　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習	

慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じ可能な限り自立して食事を行うことができるよう必要な時間を確保しなければならない。 ４　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を行うことを支援しなければならない。 （その他のサービスの提供） 第二百二条　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。 ２　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者とその家族との連携を図るよう努めなければならない。 （準用） 第二百三条　第百八十四条から第百八十七条までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第百八十五条中「第百七十四条」とあるのは「第百九十二条」と、「前条」とあるのは「第二百三条において準用する前条」と読み替えるものとする。 第十一章　介護予防特定施設入居者生活介護 第一節　基本方針 第二百四条　指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護（以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、介護予防特定施設サービス計画（法第八条の二第十一項に規定する	10　介護予防特定施設入居者生活介護

計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定介護予防特定施設（特定施設であって、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。 2　指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。 3　養護老人ホームが指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合については、第六節に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行うこととする。 第二節　人員に関する基準 （従業者の員数） 第二百五条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設ごとに置くべき指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防特定施設従業者」という。）及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一　生活相談員　常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一以上 二　看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）	

又は介護職員　次に掲げる基準を満たすものであること。

イ　看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十一年厚生省令第五十八号。以下「認定省令」という。）第二条第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が三又はその端数を増すごとに一及び利用者のうち認定省令第二条第一項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。

ロ　看護職員の数は、次の表の上欄に掲げる利用者の数の区分に応じ、同表の下欄に定める員数であること。

利用者の数	員数
三十を超えない数	常勤換算方法で、一以上
三十を超える数	常勤換算方法で、一に利用者の数が三十を超えて五十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ハ　宿直時間帯を除き、一人以上の指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。

三　機能訓練指導員　一人以上

四　計画作成担当者　一以上（利用者の数が百又はその端数を増すごとに当該一以上の数に一を標準として算出した数を加えた数以上）

2　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第二百十八条第二項に規定する指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び指定

特定施設入居者生活介護（同条例第二百十八条第一項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、介護予防特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一　生活相談員　常勤換算方法で、利用者及び指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「居宅サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が百又はその端数を増すごとに一以上

二　看護職員又は介護職員　次に掲げる基準を満たすものであること。

イ　看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者のうち認定省令第二条第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者及び居宅サービスの利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上並びに利用者のうち認定省令第二条第一項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。

ロ　看護職員の数は、次の表の上欄に掲げる総利用者数の区分に応じ、同表の下欄に定める員数であること。

利用者の数	員数
三十を超えない数	常勤換算方法で、一以上
三十を超える数	常勤換算方法で、一に総利用者数が三十を超えて五十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ハ　常に（指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合

の宿直時間帯を除く。）一以上の指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されていること。 三　機能訓練指導員　一人以上 四　計画作成担当者　一以上（総利用者数が百又はその端数を増すごとに当該一以上の数に一を標準として算出した数を加えた数以上） 3　前二項の利用者及び居宅サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 4　第一項第一号又は第二項第一号の生活相談員のうち一人以上は、常勤でなければならない。 5　第一項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうち、いずれか一人を常勤とするものとする。 6　第一項第三号又は第二項第三号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。 7　第一項第四号又は第二項第四号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、介護予防特定施設サービス計画（第二項の場合にあっては、介護予防特定施設サービス計画及び特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者（第二項の場合にあっては、利用者及び居宅サービスの利用者）の処遇に支障を及ぼすおそれがない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。	

８　第二項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち一人以上、及び介護職員のうち一人以上は常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、看護職員及び介護職員のうち、いずれか一人が常勤であることをもって足りるものとする。 （管理者） 第二百六条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。 第三節　設備に関する基準 （設備及び備品等） 第二百七条　指定介護予防特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。 ２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平家建の指定介護予防特定施設の建物であって、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 一　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の	

使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所への防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮された構造であること。 二　非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制の整備により、円滑な消火活動が可能なものであること。 三　避難口の増設、搬送を容易に行うための幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難を可能とする構造であって、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。 3　指定介護予防特定施設は、一時介護室（一時的に利用者を移して指定介護予防特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下この章において同じ。）、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有するものでなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあっては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあっては機能訓練室を設けないことができるものとする。 4　指定介護予防特定施設の介護居室（指定介護予防特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。）、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一　介護居室　次に掲げる基準 イ　一の居室の定員は、一人であること（利用者への介護予防サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができるものであること。）。 ロ　プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであるこ	

と。 ハ　地階に設けられていないこと。 ニ　一以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けられていること。 二　一時介護室　介護を行うために適当な広さを有するものであること。 三　浴室　身体の不自由な者の入浴に適したものであること。 四　便所　居室のある各階に設置され、非常用設備が備えられていること。 五　食堂　機能を十分に発揮し得る適当な広さを有するものであること。 六　機能訓練室　機能を十分に発揮し得る適当な広さを有するものであること。 5　指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。 6　指定介護予防特定施設には、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備が設けられていなければならない。 7　前各項に定めるもののほか、指定介護予防特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）に定めるところによる。 8　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス等基	

準条例第二百二十一条第一項から第七項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第四節　運営に関する基準 （内容及び手続の説明並びに契約の締結等） 第二百八条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第二百十四条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。 ２　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に制限するような契約解除の条件を定めてはならない。 ３　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第一項の契約に係る文書に明記しなければならない。 ４　第十条第二項から第五項までの規定は、第一項の規定による文書の交付について準用する。 （指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供の開始等） 第二百九条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を拒ん	

ではならない。 2　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定介護予防特定施設入居者生活介護に代えて当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護予防サービスを利用することを妨げてはならない。 3　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等入居申込者又は入居者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。 4　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等の把握に努めなければならない。 （法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意） 第二百十条　老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームである指定介護予防特定施設において指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。 2　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、前項に規定する利用者の同意を得た旨及びその者の氏名等が記載された書類を作成し、当該書類を国民健康保険団体連合会に提出しなければな	

らない。 （サービスの提供の記録） 第二百十一条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の開始に際しては当該開始の年月日及び入居している指定介護予防特定施設の名称を、指定介護予防特定施設入居者生活介護の終了に際しては当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。 ２　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。 （利用料等の受領） 第二百十二条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 ２　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 ３　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができ	

る。 一　利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用 二　おむつ代 三　前各号に掲げるもののほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの ４　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の費用を伴うサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 （身体的拘束等の禁止） 第二百十三条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 ２　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 （運営規程） 第二百十四条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該	

指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。 一　事業の目的及び運営の方針 二　介護予防特定施設従業者の職種、員数及び職務内容 三　入居定員及び居室数 四　指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 五　利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続 六　施設の利用に当たっての留意事項 七　緊急時等における対応方法 八　非常災害対策 九　その他事業の運営に関する重要事項 （勤務体制の確保等） 第二百十五条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を定めておかなければならない。 ２　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設の従業者によって指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。 ３　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務	

の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。 ４　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 （協力医療機関等） 第二百十六条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。 ２　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。 （地域との連携等） 第二百十七条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めなければならない。 ２　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の運営に当たっては、市が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めなければならない。 （記録の整備） 第二百十八条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。 ２　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一　第二百二十一条の介護予防特定施設サービス計画	

二　第二百十条第二項に規定する利用者の同意等に係る書類 三　第二百十一条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 四　第二百十三条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 五　第二百十五条第三項に規定する結果等の記録 六　次条において準用する第二十五条に規定する保険者市町村への通知に係る記録 七　次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録 八　次条において準用する第三十八条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 3　前二項の規定によるもののほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。 （準用） 第二百十九条　第十三条、第十四条、第二十三条、第二十五条、第三十二条から第三十九条まで、第五十四条、第五十五条、第百六条及び第百七条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条中「第二十八条」とあるのは「第二百十四条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第五十四条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。 第五節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	(1)　指定介護予防特定施設入居者生活介護の基本取扱方針

（指定介護予防特定施設入居者生活介護の基本取扱方針）

第二百二十条　指定介護予防特定施設入居者生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

２　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

３　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たり、利用者が要介護状態となることなく、できる限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

４　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

５　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（指定介護予防特定施設入居者生活介護の具体的取扱方針）

第二百二十一条　指定介護予防特定施設入居者生活介護の方針は、第二百四条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次

予防条例第 220 条について、特に留意すべきところは、次のとおりである。

①　介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。

②　介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めること。

③　サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。

④　提供された介護予防サービスについては、介護予防特定施設サービス計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図らなければならないものであること。

(2)　指定介護予防特定施設入居者生活介護の具体的取扱方針

①　予防条例第 221 条第 1 号及び第 2 号は、計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画を作成しなければならないこととしたものである。介護予防特定施設サービス計画の作成に当

に掲げるところによるものとする。 一　指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を把握し、利用者が自立した生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握すること。 二　計画作成担当者は、利用者の希望及び利用者について把握された解決すべき課題を踏まえ、他の介護予防特定施設従業者と協議の上、指定介護予防特定施設入居者生活介護の目標及びその達成時期、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスを提供する上での留意点、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防特定施設サービス計画の原案を作成すること。 三　計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得ること。 四　計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画を作成した際には、当該介護予防特定施設サービス計画を利用者に交付すること。 五　指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、介護予防特定施設サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。 六　指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。 七　計画作成担当者は、他の介護予防特定施設従業者との連絡を継続的	たっては、主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達等の適切な方法により、利用者の状況を把握・分析し、介護予防特定施設入居者生活介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。なお、介護予防特定施設サービス計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。 ②　同条第 3 号は、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明について定めたものである。即ち、介護予防特定施設サービス計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。 　また、介護予防特定施設サービス計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならず、当該介護予防特定施設サービス計画は、予防条例第 218 条第 2 項の規定に基づき、2 年間保存しなければならないこととしている。

に行うことにより、介護予防特定施設サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防特定施設サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防特定施設サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行うこと。 八　計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防特定施設サービス計画の変更を行うこと。 九　前号に規定する介護予防特定施設サービス計画の変更については、第一号から第七号までの規定を準用すること。 ２　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所の従業者が前項の方針に従い、適切に指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供するよう、当該従業者に対し、必要な周知、研修を行うものとする。 （介護） 第二百二十二条　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。 ２　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、一週間に二回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清拭（しき）しなければならない。 ３　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わな	(3)　介護 ①　予防条例第 220 条の規定による介護サービスの提供に当たっては、当該指定介護予防特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適切な技術をもって介護サービスを提供し、又は必要な支援を行うものとする。なお、介護サービス等の実施に当たっては、利用者の人格を十分に配慮して実施するものとする。 ②　同条第 2 項の規定による入浴の実施に当たっては、自ら入浴が困難な利用者の心身の状況や自立支援を踏まえ適切な方法により実施するものとする。なお、健康上の理由等で入浴の困難な利用者については、清拭を実施するなど利用者の清潔保持に

ければならない。 4　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前三項に定めるもののほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならない。	努めるものとする。 ③　同条第 3 項の規定による排せつの介護に当たっては、利用者の心身の状況や排せつ状況などをもとに、自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施すること。 ④　同条第 4 項は、介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、入居者の心身の状況や要望に応じて、1 日の生活の流れに沿って、食事、離床、着替え、整容などの日常生活上の世話を適切に行うべきことを定めたものである。
（健康管理） 第二百二十三条　指定介護予防特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。	
（相談及び援助） 第二百二十四条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、相談に適切に応ずるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。	(4)　相談及び援助 予防条例第 224 条の規定による相談及び援助については、常時必要な相談及び社会生活に必要な支援を行いうる体制をとることにより、積極的に入居者の生活の向上を図ることを趣旨とするものである。なお、社会生活に必要な支援とは、入居者自らの趣味又は嗜好に応じた生きがい活動、各種の公共サービス及び必要とする行政機関に対する手続き等に関する情報提供又は相談である。
（利用者の家族との連携等） 第二百二十五条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に利	(5)　利用者の家族との連携等 予防条例第 225 条は、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況を家

用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。 （準用） 第二百二十六条　第百四十九条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。 第六節　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 第一款　この節の趣旨及び基本方針 （この節の趣旨） 第二百二十七条　第一節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護であって、当該指定介護予防特定施設の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下この節において「基本サービス」という。）及び当該指定介護予防特定施設の事業者が委託する指定介護予防サービス事業者（以下この節において「受託介護予防サービス事業者」という。）により、当該介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話（以下この節において「受託介護予防サービス」という。）をいう。）の事業を行うものの基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節に定めるところによる。 （基本方針）	族に定期的に報告する等常に利用者と家族の連携を図るとともに、当該事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等によって利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものである。

第二百二十八条　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者による受託介護予防サービスを適切かつ円滑に提供することにより、当該指定介護予防特定施設において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。 ２　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。 第二款　人員に関する基準 （従業者の員数） 第二百二十九条　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設ごとに置くべき基本サービスを提供する従業者（以下「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」という。）及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一　生活相談員　常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一以上 二　介護職員　常勤換算方法で、利用者の数が三十又はその端数を増すごとに一以上 三　計画作成担当者　一以上（利用者の数が百又はその端数を増すごとに当該一以上の数に一を標準として算出した数を加えた数以上） ２　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が外	

部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第二百四十条第二項に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（同条例第二百三十九条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一　生活相談員　常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「居宅サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が百又はその端数を増すごとに一以上 二　介護職員　常勤換算方法で、居宅サービスの利用者の数が十又はその端数を増すごとに一以上及び利用者の数が三十又はその端数を増すごとに一以上 三　計画作成担当者　一以上（総利用者数が百又はその端数を増すごとに当該一以上の数に一を標準として算出した数を加えた数以上） 3　前二項の利用者及び居宅サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 4　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に一以上の指定介護予防特定施設の従業者（第一項に規定する外部サ	

ービス利用型介護予防特定施設従業者を含む。）を確保しなければならない。ただし、宿直時間帯にあっては、この限りではない。 5　第一項第一号又は第二項第一号の生活相談員のうち一人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者（第二項の場合にあっては、利用者及び居宅サービスの利用者）の処遇に支障を及ぼすおそれがない場合は、当該介護予防特定施設における他の職務に従事することができるものとする。 6　第一項第三号又は第二項第三号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、介護予防特定施設サービス計画（第二項の場合にあっては、介護予防特定施設サービス計画及び特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用者（第二項の場合にあっては、利用者及び居宅サービスの利用者）の処遇に支障を及ぼすおそれがない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。 （管理者） 第二百三十条　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。 第三款　設備に関する基準 （設備及び備品等）	

第二百三十一条　指定介護予防特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。 ２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの要件に該当する木造かつ平家建の指定介護予防特定施設の建物であって、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 一　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所への防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮された構造であること。 二　非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制の整備により、円滑な消火活動が可能なものであること。 三　避難口の増設、搬送を容易に行うための幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難を可能とする構造であって、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。 ３　指定介護予防特定施設は、居室、浴室、便所及び食堂を有するものでなければならない。ただし、居室の面積が二十五平方メートル以上である場合には、食堂を設けないことができるものとする。 ４　指定介護予防特定施設の居室、浴室、便所及び食堂は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一　居室　次に掲げる基準 イ　一の居室の定員は、一人であること（利用者への介護予防サービ	

スの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができるものであること。)。 ロ　プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。 ハ　地階に設けられていないこと。 ニ　一以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けられていること。 ホ　非常通報装置又はこれに代わる設備が設けられていること。 二　浴室　身体の不自由な者の入浴に適したものであること。 三　便所　居室のある各階に設置され、非常用設備が備えられていること。 四　食堂　機能を十分に発揮し得る適当な広さを有するものであること。 5　指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。 6　指定介護予防特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備が設けられているものとする。 7　前各項に定めるもののほか、指定介護予防特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法に定めるところによる。 8　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者の指定も併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業が同一の施設において一体的に運用されている場合にあっては、指定居宅サー	

ビス等基準条例第二百四十三条第一項から第七項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第四款　運営に関する基準 （内容及び手続の説明並びに契約の締結等） 第二百三十二条　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、次条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務体制、当該外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者と受託介護予防サービス事業者の業務の分担の内容、受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスの事業を行う事業所（以下「受託介護予防サービス事業所」という。）の名称並びに受託介護予防サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居（養護老人ホームに入居する場合を除く。）及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。 ２　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に制限するような契約解除の条件を定めてはならない。 ３　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の	

適切な手続をあらかじめ第一項の契約に係る文書に明記しなければならない。 4　第十条第二項から第五項までの規定は、第一項の規定による文書の交付について準用する。 （運営規程） 第二百三十三条　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。 一　事業の目的及び運営の方針 二　外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の職種、員数及び職務内容 三　入居定員及び居室数 四　外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 五　受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業所の名称及び所在地 六　利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続 七　施設の利用に当たっての留意事項 八　緊急時等における対応方法 九　非常災害対策 十　その他事業の運営に関する重要事項 （受託介護予防サービス事業者への委託）	

第二百三十四条　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が、受託介護予防サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託介護予防サービス事業所ごとに文書により締結しなければならない。 2　受託介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者でなければならない。 3　受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所介護、指定介護予防通所リハビリテーション、第二百三十九条に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第六条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護とする。 4　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護及び指定介護予防通所介護を提供する事業者と、第一項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。 5　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、第三項に規定する受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスのうち、前項の規定により事業の開始に当たって契約を締結すべき受託介護予防サービス以外のものについては、利用者の状況に応じて、第一項に規定する方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。 6　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、	

第三項の指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託介護予防サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあっては、市の区域内に所在する指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う受託介護予防サービス事業所において当該受託介護予防サービスが提供される契約を締結しなければならない。 7　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービス事業者に対し、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。 8　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。 （記録の整備） 第二百三十五条　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品、会計及び受託介護予防サービス事業者に関する記録を整備しておかなければならない。 2　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一　第二百二十一条の介護予防特定施設サービス計画 二　第二百三十七条第二項に規定する受託介護予防サービス事業者等から受けた報告に係る記録 三　前条第八項に規定する結果等の記録 四　次条において準用する第二十五条に規定する保険者市町村への通知	

に係る記録 五　次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録 六　次条において準用する第三十八条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 七　次条において準用する第二百十条第二項に規定する利用者の同意等に係る書類 八　次条において準用する第二百十一条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 九　次条において準用する第二百十三条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 十　次条において準用する第二百十五条第三項に規定する結果等の記録 3　前二項の規定によるもののほか、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。 （準用） 第二百三十六条　第十三条、第十四条、第二十三条、第二十五条、第三十二条から第三十九条まで、第五十四条、第五十五条、第百六条、第百七条、第二百九条から第二百十三条まで及び第二百十五条から第二百十七条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条中「第二十八条」とあるのは「第二百三十三条」と、「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第三十四条中「指	

定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第五十四条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第二百十一条第二項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第二百十五条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。 第五款　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 （受託介護予防サービスの提供） 第二百三十七条　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者により、適切かつ円滑に受託介護予防サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。 ２　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。 （準用） 第二百三十八条　第二百二十条、第二百二十一条、第二百二十四条及び第二百二十五条の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第二百二十一条中「他の介護予防特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型介護予防特定施設従業者及び受託介護予防サービス事業者」と読み替えるものとする。 第十二章　介護予防福祉用具貸与	11　介護予防福祉用具貸与

第一節　基本方針 第二百三十九条　指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与（以下「指定介護予防福祉用具貸与」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第八条の二第十二項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければならない。 第二節　人員に関する基準 （福祉用具専門相談員の員数） 第二百四十条　指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員（介護保険法施行令第四条第一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。 ２　指定介護予防福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定介護予防福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 一　指定福祉用具貸与事業者（指定居宅サービス等基準条例第二百五十一条第一項に規定する指定福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。）	

同項 二　指定特定福祉用具販売事業者（指定居宅サービス等基準条例第二百六十八条第一項に規定する指定特定福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。）　同項 三　指定特定介護予防福祉用具販売事業者　第二百五十七条第一項 （管理者） 第二百四十一条　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。 第三節　設備に関する基準 （設備及び備品等） 第二百四十二条　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するものであるほか、指定介護予防福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等が備えられていなければならない。ただし、第二百四十七条第三項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができる。 ２　前項の設備及び器材の基準は、次の各号に掲げる設備及び器材の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一　福祉用具の保管のために必要な設備　次に掲げる基準	

イ　清潔であること。 ロ　既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具に区分されることが可能であること。 二　福祉用具の消毒のために必要な器材　当該指定介護予防福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。 3　指定介護予防福祉用具貸与事業者が指定福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防福祉用具貸与の事業と指定福祉用具貸与（指定居宅サービス等基準条例第二百五十条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同条例第二百五十三条第一項及び第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 第四節　運営に関する基準 （利用料等の受領） 第二百四十三条　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防福祉用具貸与事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス	

費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 一　通常の事業の実施地域以外の地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合の交通費 二　福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 4　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の費用を伴うサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 5　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定介護予防福祉用具貸与の提供を中止することができる。 （運営規程） 第二百四十四条　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定め、これを当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の従業者及び利用者に周知しなければならない。 一　事業の目的及び運営の方針	

二　従業者の職種、員数及び職務内容 三　営業日及び営業時間 四　指定介護予防福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額 五　通常の事業の実施地域 六　その他事業の運営に関する重要事項 （適切な研修の機会の確保） 第二百四十五条　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。 （福祉用具の取扱種目） 第二百四十六条　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。 （衛生管理等） 第二百四十七条　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 ２　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。 ３　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該	

委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。 4　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。 5　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。 （掲示及び目録の備付け） 第二百四十八条　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、第二百四十四条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 2　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定介護予防福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。 （記録の整備） 第二百四十九条　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。 2　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一　次条において準用する第二十一条第二項に規定する提供した具体的	

なサービスの内容等の記録 二　第二百四十七条第四項に規定する結果等の記録 三　次条において準用する第二十五条に規定する保険者市町村への通知に係る記録 四　次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録 五　次条において準用する第三十八条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 六　第二百五十三条に規定する介護予防福祉用具貸与計画 3　前二項の規定によるもののほか、指定介護予防福祉用具貸与事業者は、介護予防サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。 （準用） 第二百五十条　第十条から第二十一条まで、第二十三条、第二十五条、第三十三条から第三十九条まで、第五十五条並びに第百四条第一項及び第二項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第十条中「第二十八条」とあるのは「第二百四十四条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十二条中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第十六条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第二十条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第二十一条中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第二十三条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第百四条第二項中「処遇」	

とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。 第五節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 （指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針） 第二百五十一条　指定介護予防福祉用具貸与は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 ２　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定介護予防福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 ３　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たり、利用者が要介護状態となることなく、できる限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。 ４　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。 （指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針） 第二百五十二条　福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第二百三十九条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 一　指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議の開催等の適切な方法により、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応ずるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関	(1)　指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針 予防条例第 251 条について、特に留意すべきところは、次のとおりである。 ①　介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、1 人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。 ②　サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。 (2)　指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針 ①　予防条例第 252 条第 1 号及び第 3 号は、指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たって、福祉用具専門相談員が主治の医師等からの情報伝達及びサービス担当者会議等を通じ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、介護予防福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具を適切に選定し、個々の福祉用具の貸与について利用者に対し、説明及び同意を得る手続きを規定したものである。 ②　同条第 5 号は、指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっての調整、説明及び使用方法の指導について規定したものである。同号の「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等

する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ること。 二　指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第一項に規定する介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。 三　指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。 四　指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。 五　指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて当該利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこと。 六　指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うこと。 （介護予防福祉用具計画の作成） 第二百五十三条　福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえ、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第二百六十七条第一項に規定する特定	を記載した文書」は、当該福祉用具の製造事業者、指定介護予防福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書をいうものである。 また、自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理（洗浄、点検等）について十分説明するものとする。 ③　同条第 6 号は、福祉用具の修理については、専門的な技術を有する者に行わせても差し支えないが、この場合にあっても、福祉用具専門相談員が責任をもって修理後の点検を行うものとする。 特に自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確実に実施すること。 (3)　介護予防福祉用具貸与計画の作成 ①　予防条例第 252 条の 2 第 1 号は、福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならないこととしたものである。介護予防福祉用具貸与計画作成に当たっては、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を明らかにするものとする。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載すること。

介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。 2　介護予防福祉用具貸与計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成されなければならない。 3　福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。 4　福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した際には、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。 5　福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。 6　福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。 7　福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。 8　第一項から第四項までの規定は、前項に規定する介護予防福祉用具貸与計画の変更について準用する。	なお、介護予防福祉用具貸与計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。 ②　同条第 2 号は、介護予防福祉用具貸与計画は、介護予防サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。 なお、介護予防福祉用具貸与計画を作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防福祉用具貸与計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。 ③　同条第 3 号及び第 4 号は、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明等について定めたものである。介護予防福祉用具貸与計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。 なお、介護予防福祉用具貸与計画は、予防条例第 249 条第 2 項の規定に基づき、2 年間保存しなければならない。 ④　同条第 5 号から第 7 号は、事業者に対して介護予防サービスの提供状況等について介護予防支援事業者に対する報告の義務づけを行うとともに、介護予防福祉用具貸与計画に定める計画期間終了後の当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を義

	務づけるものである。介護予防支援事業者に対する実施状況等の報告については、サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該計画策定時からの利用者の身体の状況等の変化を踏まえ、利用中の福祉用具が適切かどうか等を確認するために行うものであり、必要に応じて行うこととしている。 　ただし、事業者は介護予防福祉用具貸与計画に定める計画期間が終了するまでに、少なくとも 1 回を目安としてモニタリングを行い、利用者の介護予防福祉用具貸与計画に定める目標の達成状況の把握等を行うよう努めることとし、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業者とも相談の上、必要に応じて当該介護予防福祉用具貸与計画の変更を行うこと。
第六節　基準該当介護予防サービスに関する基準 （福祉用具専門相談員の員数） 第二百五十四条　基準該当介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防福祉用具貸与」という。）の事業を行う者が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。 ２　基準該当介護予防福祉用具貸与の事業と基準該当福祉用具貸与（指定居宅サービス等基準条例第二百六十五条第一項に規定する基準該当福祉用具貸与をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事	

業所において一体的に運営されている場合については、同項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （準用） 第二百五十五条　第十条から第十六条まで、第十八条から第二十一条まで、第二十三条、第二十五条、第三十三条から第三十五条まで、第三十六条（第四項を除く。）、第三十七条から第三十九条まで、第五十五条並びに第百四条第一項及び第二項並びに第一節、第二節（第二百四十条を除く。）、第三節、第四節（第二百四十三条第一項及び第二百五十条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第十条中「第二十八条」とあるのは「第二百五十五条において準用する第二百四十四条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十二条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第十六条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第二十条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第二十一条中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十三条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第百四条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第二百四十三条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとす	

る。 第十三章　特定介護予防福祉用具販売 第一節　基本方針 第二百五十六条　指定介護予防サービスに該当する特定介護予防福祉用具販売（以下「指定特定介護予防福祉用具販売」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具（法第八条の二第十三項の規定により厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。 第二節　人員に関する基準 （福祉用具専門相談員の員数） 第二百五十七条　指定特定介護予防福祉用具販売の事業を行う者（以下「指定特定介護予防福祉用具販売事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定特定介護予防福祉用具販売事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。 ２　指定特定介護予防福祉用具販売事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定特定介護予防福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	12　特定介護予防福祉用具販売

一　指定福祉用具貸与事業者　指定居宅サービス等基準条例第二百五十一条第一項 二　指定特定福祉用具販売事業者　指定居宅サービス等基準条例第二百六十八条第一項 三　指定介護予防福祉用具貸与事業者　第二百四十条第一項 （管理者） 第二百五十八条　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。 第三節　設備に関する基準 （設備及び備品等） 第二百五十九条　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するものであるほか、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等が備えられていなければならない。 ２　指定特定介護予防福祉用具販売事業者が指定特定福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定介護予防福祉用具販売の事業と指定特定福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第二百七十条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	

第四節　運営に関する基準 （サービスの提供の記録） 第二百六十条　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を当該利用者に対して提供しなければならない。 （販売費用の額等の受領） 第二百六十一条　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供した際には、法第五十六条第三項に規定する現に当該特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額の支払を受けるものとする。 ２　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 一　通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定介護予防福祉用具販売を行う場合の交通費 二　特定介護予防福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 ３　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、前項の費用が伴うサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 （保険給付の申請に必要となる書類等の交付） 第二百六十二条　指定特定介護	

予防福祉用具販売に係る販売費用の額（以下「販売費の額」という。）の支払を受けた場合は、次に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しなければならない。 一　当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の名称 二　販売した特定介護予防福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書 三　領収書 四　当該特定介護予防福祉用具のパンフレットその他の当該特定介護予防福祉用具の概要 （記録の整備） 第二百六十三条　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。 ２　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一　第二百六十条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 二　次条において準用する第二十五条に規定する保険者市町村への通知に係る記録 三　次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録 四　次条において準用する第三十八条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 五　第二百六十七条第一項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画 ３　前二項の規定によるもののほか、指定特定介護予防福祉用具販売事業	

者は、介護予防サービス費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。 （準用） 第二百六十四条　第十条から第十六条まで、第十八条から第二十条まで、第二十五条、第三十一条、第三十三条から第三十九条まで、第五十五条、第百四条第一項及び第二項、第二百四十四条から第二百四十六条まで並びに第二百四十八条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第十条中「第二十八条」とあるのは「第二百六十四条において準用する第二百四十四条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十二条中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第十六条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第二十条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第百四条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第二百四十四条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第二百四十五条及び第二百四十六条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第二百四十八条中「第二百四十四条」とあるのは「第二百六十四条において準用する第二百四十四条」と読み替えるものとする。 第五節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 （指定特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針） 第二百六十五条　指定特定介護予防福祉用具販売は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 ２　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、自らその提供する指定特定	(1)　指定特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針 予防条例第 265 条について、特に留意すべきところは、次のとおりである。 ①　指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、1 人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常

介護予防福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たり、利用者が要介護状態となることなく、できる限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

（指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針）

第二百六十六条　福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一　指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定介護予防福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応ずるとともに、目録等の文書を示して特定介護予防福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定介護予防福祉用具の販売に係る同意を得ること。

二　指定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、次条第一項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。

三　指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定介護予防福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこ

生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。

②　サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に行う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。

(2)　指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針

①　予防条例第 266 条第 1 号及び第 2 号は、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たって、福祉用具専門相談員が「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、特定介護予防福祉用具販売計画に基づき、特定介護予防福祉用具を適切に選定し、個々の特定介護予防福祉用具の販売について利用者に対し、説明及び同意を得る手続きを規定したものである。

②　同条第 4 号は、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっての調整、説明及び使用方法の指導について規定したものであるが、特に、腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等利用に際しての注意事項を十分説明するものとする。なお、同号の「特定介護予防福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該特

と。

四　指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定介護予防福祉用具の調整を行うとともに、当該特定介護予防福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定介護予防福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこと。

五　介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置付けられる場合には、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講ずること。

（特定介護予防福祉用具販売計画の作成）

第二百六十七条　福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、指定介護予防福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した特定介護予防福祉用具販売計画を作成しなければならない。この場合において、指定介護予防福祉用具貸与の利用があるときは、介護予防福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。

2　特定介護予防福祉用具販売計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成されなければならない。

3　福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画の作成に当たった

定介護予防福祉用具の製造事業者、指定特定介護予防福祉用具販売車業者等の作成した取扱説明書をいうものである。

③　同条第 5 号は、介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置づけられる場合、主治の医師等からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、指定介護予防支援等基準第 2 条に規定する担当職員（以下③において「担当職員」という。）は、当該計画へ指定特定介護予防福祉用具販売の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、特定介護予防福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(3)　特定介護予防福祉用具販売計画の作成

①　予防条例第 267 条第 1 項は、福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画を作成しなければならないこととしたものである。特定介護予防福祉用具販売計画作成に当たっては、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を明らかにするものとする。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載すること。

なお、特定介護予防福祉用具販売計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。

②　同条第 2 項は、特定介護予防福祉用具販売計画は、介護予防サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたも

ってては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。 4　福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定介護予防福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。	のである。 ③　同条第3項及び第4項は、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明について定めたものである。特定介護予防福祉用具販売計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該特定介護予防福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。 なお、特定介護予防福祉用具販売計画は、予防条例第263条第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならない。
第十四章　雑則 （委任） 第二百六十八条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。	
附　則 （施行期日） 第一条　この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。 （見直し） 第二条　市は、指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を常に向上させるよう、当該基準について定期的に検討を加え、	附　則 （実施期日） この逐条解釈は、平成25年4月1日から実施する。

その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。 （経過措置） 第三条　青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年青森市条例第八号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）附則第三条の適用を受けている指定短期入所生活介護事業所において指定短期入所生活介護を行う指定短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第百三十四条第六項第一号イ及びロ、第二号イ並びに第七項の規定は、適用しない。 第四条　指定居宅サービス等基準条例附則第十一条の適用を受けている基準該当短期入所生活介護事業所において、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に支障がないと認められる場合は、第百七十一条第二項第一号イ及びロ並びに第二号イの規定は、適用しない。 第五条　平成十三年三月一日において医療法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第百四十一号）による改正前の医療法第七条第一項の開設の許可を受けていた病院の建物（同日において現に存していたもの（基本的な構造設備が完成していたものを含み、同日後に増築又は全面的に改築された部分を除く。）に限る。以下「既存病院建物」という。）であって、同日以後引き続き既存病院建物として使用されているもののうち、	

次に掲げる基準を満たす食堂及び浴室を設けていないものを指定介護予防短期入所療養介護事業所とする場合における当該指定介護予防短期入所療養介護事業所については、第百七十六条第一項第三号の規定にかかわらず、次に掲げる基準を満たす食堂及び浴室を有するものでなければならない。 一　食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有するものであること。 二　浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものであること。 第六条　既存病院建物であって、平成十三年三月一日以後引き続き既存病院建物として使用されているもののうち、療養病床に係る一の病室の病床数が四床を上回るものを指定介護予防短期入所療養介護事業所とする場合における当該指定介護予防短期入所療養介護事業所の療養病床に係る一の病室の病床数は、第百七十六条第一項第三号の規定にかかわらず、四床以下でなければならない。 第七条　既存病院建物であって、平成十三年三月一日以後引き続き既存病院建物として使用されているもののうち、療養病床に係る病室の床面積が、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル未満であるものを指定介護予防短期入所療養介護事業所とする場合における当該指定介護予防短期入所療養介護事業所の療養病床に係る病室の床面積は、第百七十六条第一項第三号の規定にかかわらず、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上でなければならない。 第八条　既存病院建物であって、平成十三年三月一日以後引き続き既存病院建物として使用されているもののうち、機能訓練室の床面積が、内法による測定で、四十平方メートル未満であるものを指定介護予防短期入	

所療養介護事業所とする場合における当該指定介護予防短期入所療養介護事業所の機能訓練室は、第百七十六条第一項第三号の規定にかかわらず、内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具が備えられたものでなければならない。 第九条　平成十三年三月一日において開設されていた診療所の建物（同日において現に存していたもの（基本的な構造設備が完成していたものを含み、同日後に増築又は全面的に改築された部分を除く。）に限る。以下「既存診療所建物」という。）であって、同日以後引き続き既存診療所建物として使用されているもののうち、次に掲げる基準を満たす食堂及び浴室を設けていないものを指定短期入所療養介護事業所とする場合における当該指定介護予防短期入所療養介護事業所の食堂及び浴室については、第百七十六条第一項第三号の規定にかかわらず、次に掲げる基準を満たす食堂及び浴室を有するものでなければならない。 一　食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有するものであること。 二　浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものであること。 第十条　既存診療所建物であって、平成十三年三月一日以後引き続き既存診療所建物として使用されているもののうち、療養病床に係る一の病室の病床数が四床を上回るものを指定介護予防短期入所療養介護事業所とする場合における当該指定介護予防短期入所療養介護事業所の療養病床に係る一の病室の病床数は、第百七十六条第一項第三号の規定にかかわらず、四床以下としなければならない。 第十一条　既存診療所建物であって、平成十三年三月一日以後引き続き既存診療所建物として使用されているもののうち、療養病床に係る病室の	

床面積が、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル未満であるものを指定介護予防短期入所療養介護事業所とする場合における当該指定介護予防短期入所療養介護事業所の療養病床に係る病室の床面積は、第百七十六条第一項第三号の規定にかかわらず、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上としなければならない。 第十二条　平成十八年四月一日において存する指定特定施設であって、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われる事業所にあっては、第二百七条第四項第一号イ及び第二百三十一条第四項第一号イの規定は、適用しない。 第十三条　平成十八年四月一日において存する養護老人ホーム（建築中のものを含む。）にあっては、第二百三十一条第四項第一号イの規定は、適用しない。 第十四条　平成二十三年九月一日において指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護の事業を行っている事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第百六号）第七条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第二百十八条第一項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所であるもの（同日において改修、改築又は増築中の指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、同日後に同項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所に該当することとなるものを	

含む。）については、この条例の施行の日以後最初に到来する指定介護予防短期入所療養介護及び一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の指定の更新の日までの間は、なお従前の例による。	